
世田谷版地域包括ケアシステム 10年の振り返り
第1章～第2章
中間まとめ（案）

令和8年3月13日
地域行政部地域行政課
保健福祉政策部保健福祉政策課

章	節	項
はじめに	1 振り返りにあたって	1 振り返りの主旨 2 振り返りの体制
第1章 地域包括ケアシステムの概要	1 地域包括ケアシステム	1 国制度における地域包括ケアシステムの概要
	2 世田谷版地域包括ケアシステム	1 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ 2 世田谷版地域包括ケアシステムの主な特徴 3 世田谷版地域包括ケアシステムの9つの要素 4 地域包括ケアの地区展開
	3 沿革	1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革
第2章 9つの要素	1 国基準の5要素	1 医療 2 福祉サービス 3 住まい 4 予防・健康づくり 5 生活支援
	2 世田谷区独自の4要素	1 就労 2 教育 3 社会参加 4 防犯・防災
	3 取り組み	1 要素を横断した取り組みイメージ

章	節	項
第3章 地域包括ケアの地区展開	1 地域包括ケアの地区展開	1 地域包括ケアの地区展開（概要）
	2 福祉の相談窓口	1 相談件数の推移 2 福祉の相談窓口の認知度 3 一体整備の状況 4 バックアップ体制・伴走支援体制の強化 5 事例
	3 参加と協働による地域づくり	1 四者連携会議 2 地区アセスメント 3 報告会の発表内容 4 地域ケア会議 5 地区情報共有プラットフォームの導入・定着化への取り組み
	4 地区展開における事例	1 福祉の相談窓口を通じた個別支援 2 参加と協働による地域づくり
第4章 これからの世田谷版地域包括ケアシステム	1 世田谷版地域包括ケアシステムの強み	1 他自治体との比較 2 地域行政制度 3 包括的支援体制の累計整理
	2 まとめ	1 現状の課題 2 2040年代のに向けた課題 3 取り組みの方向性
おわりに		

赤枠部分が今回確認対象。

※第2章3節「取り組み」第3章、第4章は今後作成予定。



はじめに

第1節 振り返りにあたって

1 振り返りの趣旨

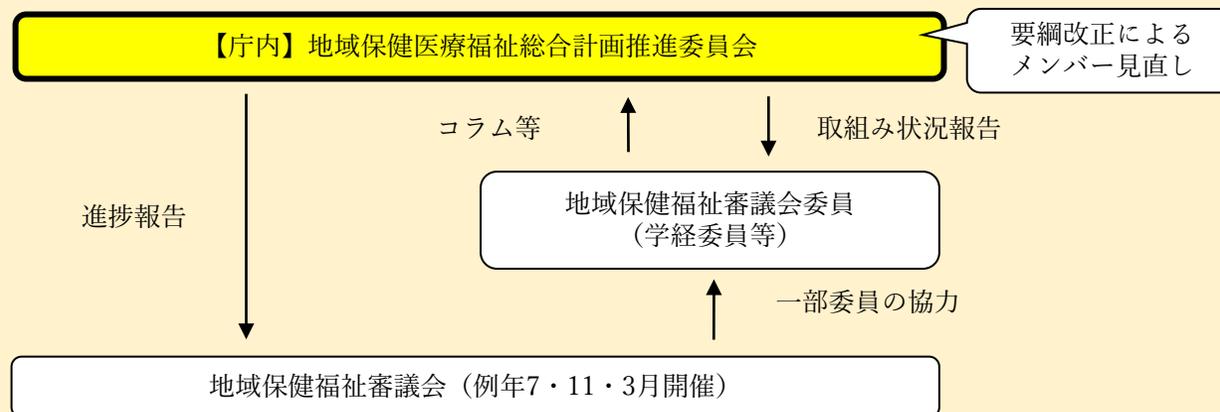
平成26年策定の地域保健医療福祉総合計画において「地域包括ケアシステムの推進」を打ち出し、高齢者のみならず、あらゆる人を対象とした世田谷区独自の地域包括ケアシステムの構築、推進を各分野横断的に進めてきた。（令和6年度からの計画で「世田谷版地域包括ケアシステム」と正式に呼ぶようになった）

世田谷版地域包括ケアシステムは令和7年度に10周年を迎えることとなり、これを機に改めてこれまでの取り組みを振り返り、分析を行うことで、その強みや課題を再認識し、65歳以上人口のピークを迎える2040年代に向けて「世田谷版地域包括ケアシステム」のさらなる発展を目指す。

世田谷版地域包括ケアシステムについて、広く区民へ周知するとともに、職員の一層の理解浸透を図ることで、さらなる区民サービスの向上を目指していく。

2 振り返りの体制

「地域保健医療福祉総合計画推進委員会」で報告書をまとめ、地域保健福祉審議会の学識経験者委員に取り組み状況を報告し、コラム等をいただく。地域保健福祉審議会には適宜進捗を報告する。



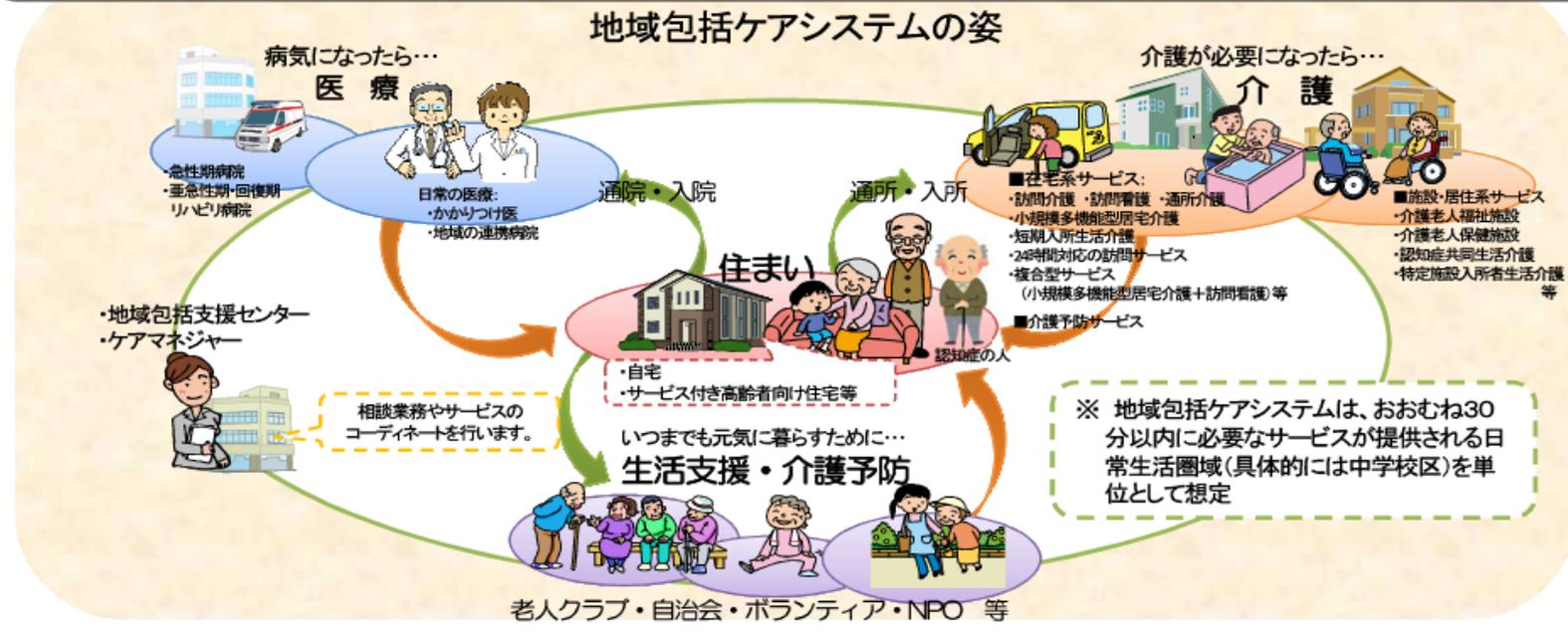
第1章

地域包括ケアシステムの概要

第1節 地域包括ケアシステム

1 国制度における地域包括ケアシステムの概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

1 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ

平成28年度
～令和5年度

世田谷版地域包括ケアシステム

高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭など誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す。

身近な地区

- あんしんすこやかセンター
- まちづくりセンター
- 社会福祉協議会

児童館

連携

- 福祉の相談窓口
- 参加と協働による地域づくり

地域資源開発

医療

- 地区連携医
- 認知症高齢者等口腔ケア健診
- ICTによる医療介護の連携
- 医療・介護連携推進協議会 等

介護・福祉サービス

- 介護保険サービス
- 高齢者福祉サービス
- 介護予防・日常生活支援総合事業（事業者によるもの）
- 障害者の相談支援事業の充実
- 障害福祉サービス
- 保育の充実
- 生活困窮者支援 等

<支援を必要とする区民>
高齢者、障害者、子ども、若者、子育て家庭、生活困窮者など

相談支援

生活支援

- 介護予防・日常生活支援総合事業（住民参加型サービス等）
- 生活に困窮する子どもの支援
- 避難行動要支援者支援
- 社会福祉協議会によるサロン活動・ふれあいサービス
- あんしん見守り事業
- 民間事業者等による配食・移動サービス 等

予防・健康づくり

- 世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない支援）
- 認知症予防
- 介護予防事業
- 区民の主体的な健康づくり活動
- 特定健診・特定保健指導
- 各種健（検）診 等

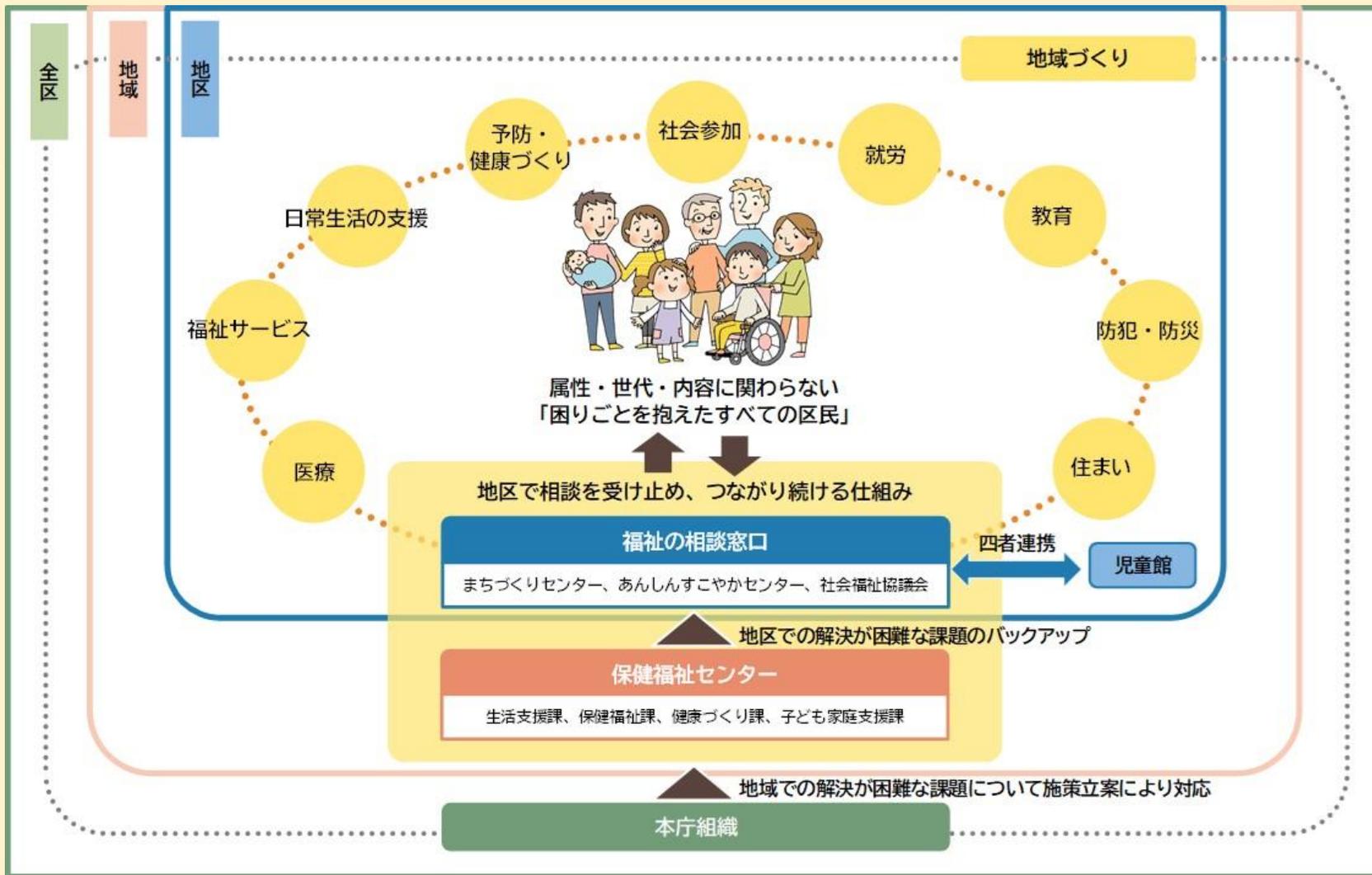
住まい

- 居住支援協議会
- 障害者グループホーム等の整備
- 高齢者介護施設等整備 等

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

1 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ

令和6年度～



第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

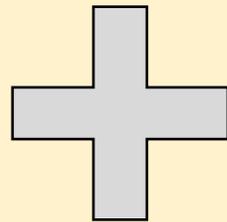
2 世田谷版地域包括ケアシステムの主な特徴

	平成28年度(2016)～	令和6年度(2024)～
対象者	高齢者のみならず、属性・世代・内容に関わらない 困りごとを抱えたすべての区民 を対象としている	
要素	「医療」「福祉サービス」「予防・健康づくり」「住まい」「日常生活支援」 の5つの要素	これまでの5要素に、 「社会参加」「就労」「教育」「防犯・防災」 4つの新たな要素を加えた 9つの要素
取組み	「地域包括ケアの地区展開」 (福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくり)	

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

3 世田谷版地域包括ケアシステムの9つの要素

- 1 「医療」
- 2 「福祉サービス」
- 3 「予防・健康づくり」
- 4 「住まい」
- 5 「生活支援」

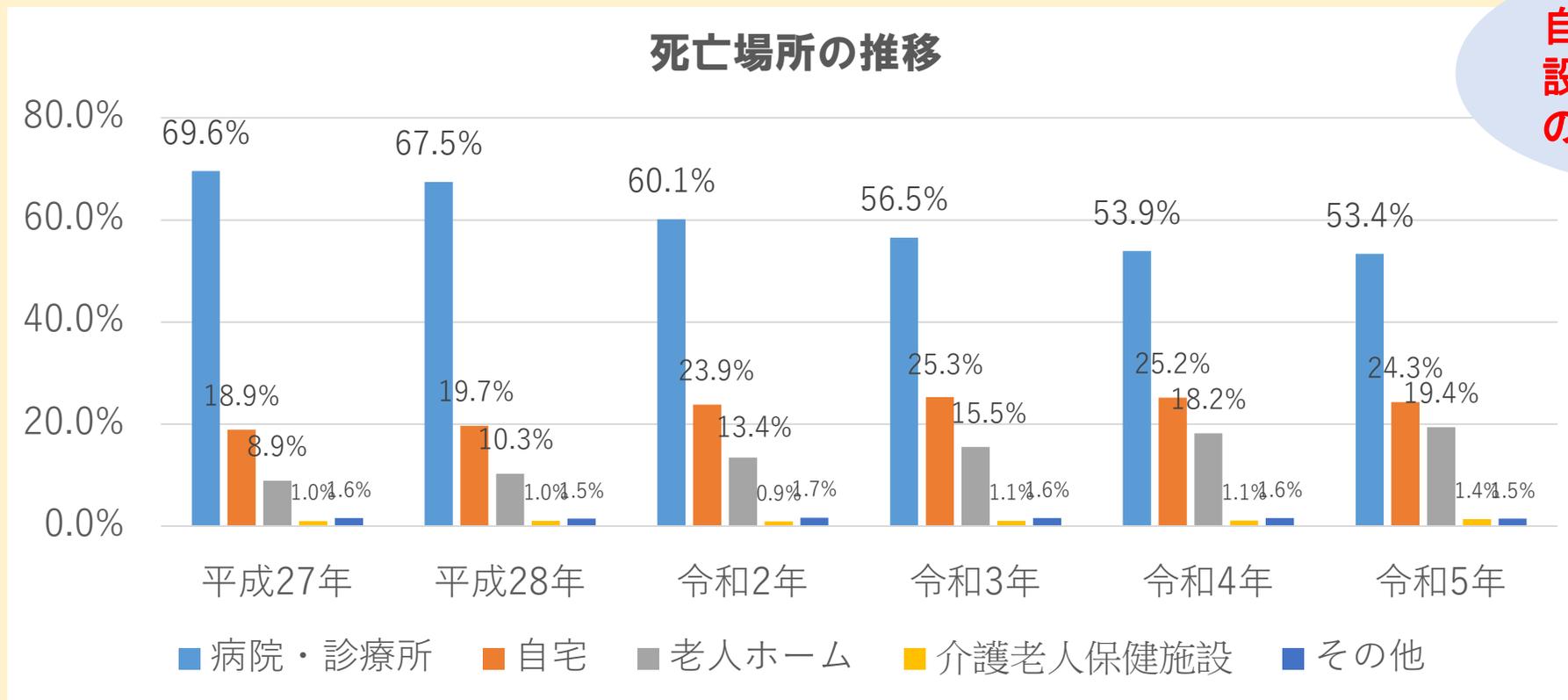


- 6 「就労」
- 7 「教育」
- 8 「社会参加」
- 9 「防犯・防災」

令和6年度からは、これまで推進してきた世田谷版地域包括ケアシステムの相談支援の仕組みと既存の5つの要素（医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援）をさらに充実させ、さらに、区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化している。（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

3 世田谷版地域包括ケアシステムの9つの要素

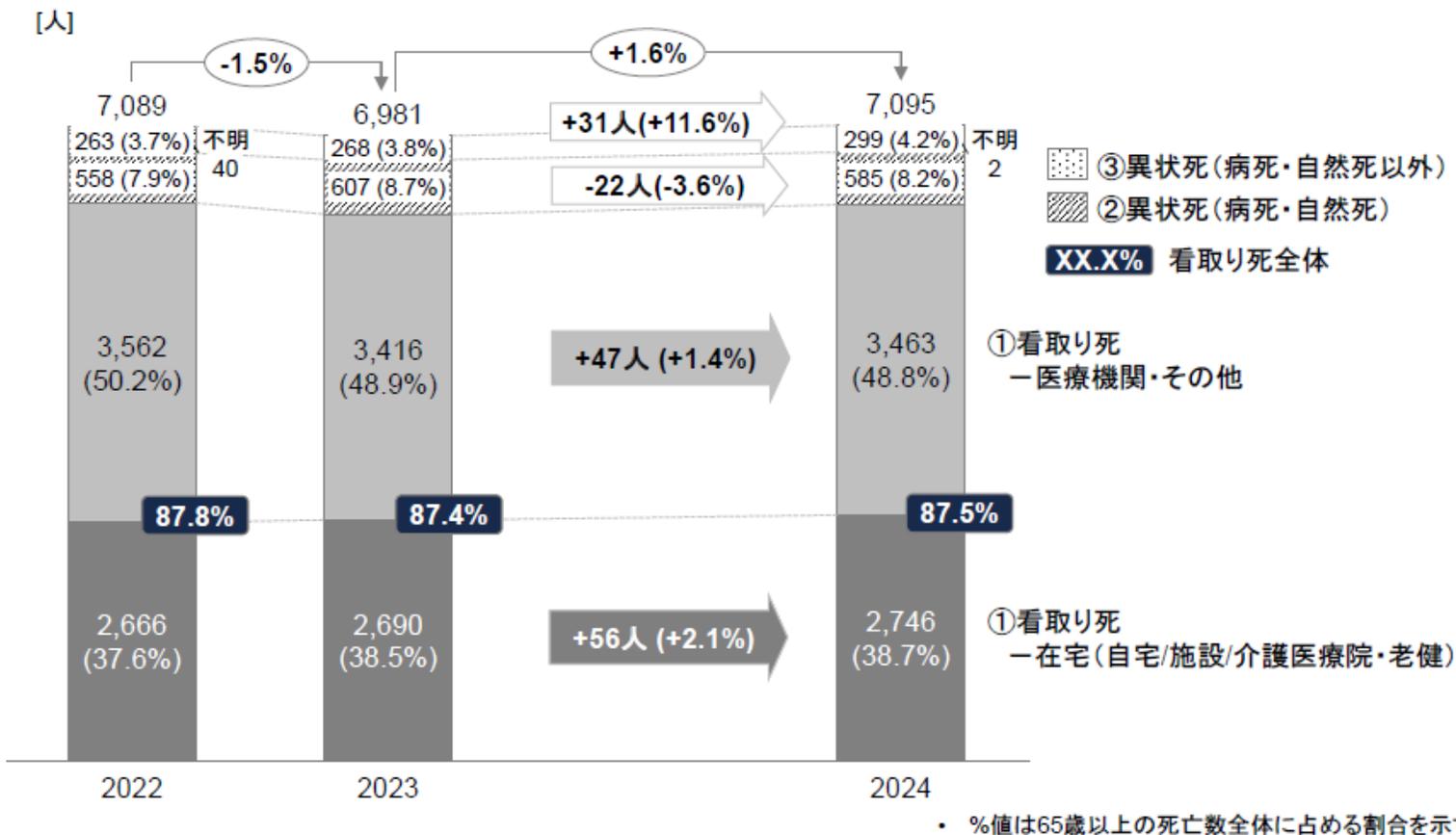


自宅や介護施設等での死亡の割合が増加

この10年間の世田谷区民の死亡場所の推移をみると、病院・診療所での死亡の割合は減少し、自宅や介護施設等での死亡の割合が増加している。特に、老人ホームでの死亡の割合が大幅に増加している。

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

◆成果：「医療」と「介護（福祉サービス）」の連携



在宅看取り率の増加

世田谷区では医師会との連携、地区連携医事業等の関係機関との連携強化、在宅医療・ACPの普及啓発、医療・介護資源の把握やICT活用など多面的な取組みを進め、在宅医療・在宅介護の体制を充実させ、区民のQOL向上にも寄与している。住み慣れた自宅等で最期を迎える「在宅看取り」の割合も、この3年間、増加傾向である。

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

3 世田谷版地域包括ケアシステムの9つの要素

【世田谷区にある資源】平成28年と令和6年の推移

※実績の見方「平成28年→令和6年」 ※1 平成29年との比較 ※2 平成30年との比較 ※3 平成31年との比較 ※4 令和4年との比較 ※5 令和5年との比較

高齢		障害			子ども	
あんしんすこやかセンター 1.0カ所→1.0カ所	居宅介護支援事業所 9.2カ所→8.0カ所	訪問系サービス事業所 12.2カ所→15.1カ所	生活介護支援事業所 0.7カ所→0.9カ所	短期入所事業所 0.5カ所→0.6カ所	保育関連施設 9.6カ所→13.4カ所	幼児教育施設 2.3カ所→2.1カ所
介護保険訪問系サービス(訪問介護等) 13.2カ所→14.8カ所	介護保険通所系サービス(通所介護等) 9.6カ所→9.5カ所	施設入所支援事業所 0.04カ所→0.1カ所	自立生活援助事業所 0.04カ所→0.1カ所※2	共同生活援助事業所 0.7カ所→1.3カ所	地域子育て支援コーディネーター 0.1カ所→0.2カ所	おでかけひろば 0.9カ所→1.7カ所
特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 0.7カ所→1.0カ所	介護老人保健施設 0.3カ所→0.3カ所	自立訓練事業所 0.2カ所→0.3カ所	就労移行支援事業所 0.5カ所→0.4カ所	就労継続支援A型事業所 0.1カ所→0.04カ所	一時預かり事業 4.2カ所→7.0カ所	産後ケア事業 0.1カ所→0.1カ所
有料老人ホーム()は特定施設入居者生活介護 3.0カ所(2.3カ所)→3.5カ所(2.7カ所)		就労継続支援B型事業所 1.2カ所→1.4カ所	就労定着支援事業所 0.1カ所→0.3カ所※2	一般相談支援事業所 0.3カ所→0.3カ所	新BOP(BOP・学童クラブ) 2.3カ所→2.2カ所	民営民営放課後児童クラブ 0.2カ所※令和6年開始
サービス付き高齢者向け住宅()は特定施設入居者生活介護 1.0カ所(0.1カ所)→1.5カ所(0.2カ所)		計画相談支援事業所 1.2カ所→1.7カ所	障害児相談支援事業所 0.7カ所→1.2カ所	児童発達支援事業所 0.9カ所→1.8カ所	児童館 0.9カ所→0.9カ所	若者関連施設 0.2カ所→0.3カ所
認知症高齢者グループホーム 1.5カ所→1.7カ所	都市型経費老人ホーム 0.2カ所→0.4カ所	放課後等デイサービス事業所 1.0カ所→1.8カ所		保育所等訪問支援事業所 0カ所→0.1カ所	ほっとスクール 0.07カ所→0.1カ所	学びの多様な学校(不登校特別校) 0カ所→0.04カ所

人口 31,714人 → 32,878人 外国人登録者 610人 → 932人

16,605世帯 → 17,845世帯

高齢者 6,372人 → 6,737人

- 要支援・要介護認定者 1,357人 → 1,533人
- 在宅で看取られた高齢者 2,666人 → 2,746人※4

障害者 1,542人 → 1,701人

- 身体障害者手帳所持者 720人 → 656人
- 要の手帳所持者 151人 → 165人
- 精神障害者保健福祉手帳所持者 175人 → 301人
- 自立支援医療(精神通院医療)認定 379人 → 558人
- 障害 318人 → 351人

子ども 4,539人 → 4,503人

- 乳幼児(0~5歳) 1,603人 → 1,335人
- 小学生(6~11歳) 1,527人 → 1,593人
- 中・高学生(12~17歳) 1,415人 → 1,576人

● 高齢単身世帯 2,004世帯 → 2,310世帯

● 高齢者のみ世帯 1,173世帯 → 1,279世帯

● 被保護世帯 310世帯 → 326世帯

● 母子世帯 96世帯 ※令和2年の件数(国勢調査、前回平成27年比較項目なし)

● 父子世帯 11世帯 ※令和2年の件数(国勢調査、前回平成27年比較項目なし)



地域活動団体等					医療	
町会・自治会 7.0団体→6.9団体	民生委員・児童委員 21.7人→22人	NPO法人 18.6法人→18.2法人	おたがいさまbank登録者 55.9人→141.5人	地区サポーター登録数 12.5人→64.3人	病院 1.0カ所→1.0カ所	診療所 31.1カ所→35.4カ所
生活支援コーディネーター 1.0人→1.0人	高齢者クラブ 3.4クラブ→2.8クラブ	サロン 19.3カ所→18.8カ所	ミニデイ 2.8カ所→1.8カ所	認知症カフェ 1.4カ所→1.4カ所※2	歯科診療所 27.3カ所→28.3カ所	薬局 13.8カ所→15.5カ所
子育てサロン 3.3カ所→2.8カ所	子ども食堂※3 1.8カ所→3.1カ所	子育て・保育活動団体 0.4団体→0.2団体	プレーパーク、きめたま遊び村 0.2カ所→0.2カ所	地域デイサービス 0.5カ所→0.9カ所	訪問看護ステーション 2.5カ所→4.1カ所	助産所 1.1カ所→1.9カ所
図書館 0.8カ所→0.9カ所	地区会館 0.6カ所→0.6カ所	区民集会所 1.0カ所→1.0カ所	区民フロアー 1.0カ所→1.0カ所	介護予防・健康づくり自主活動団体 7.5団体→5.3団体※1		在宅療養支援診療所 4.8カ所→5.2カ所

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアシステムの推進にあたり、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、児童館の四者が連携し、身近な地区における福祉の相談支援の強化や地域の人材、社会資源の開発等に取り組む。

- 平成26年10月 1地区
- 平成27年7月 5地区
- 平成28年7月 27地区(全区)
- 令和元年7月 28地区(全区)
- 令和4年1月 全地区一体整備完了
- 令和4年5月 児童館を加えた四者連携開始

四者がそれぞれ持つ地域づくりのノウハウや地域資源等を共有し、連携することによる地域づくりの力の向上

《身近な地区における相談支援の充実、地区の課題を地区で解決する仕組み》
町会・自治会をはじめとする
地域活動団体、NPO、事業者、区民等

支援を必要とする区民
高齢者、障害者、若者、子育て家庭など

児童館

- 子育て家庭への支援
- 遊びを通じた子どもの育成
- 地域の子育て環境づくり 等

四者連携による地域包括ケアの地区展開

- 四者連携による課題等への対応
- 児童館との連携による社会資源開発
- 児童館との連携による相談・見守りの強化

- 住民主体型サービスの普及啓発の推進
- 協議体（全区・地区）の運営
- 区民等へのPR
- 地区の課題解決に向けた取組み支援
- 職員研修の実施

バックアップ

地区連携医事業等による支援

医療職・介護職のネットワークづくりや在宅医療の普及啓発、あんしんすこやかセンターの医療面のスキルアップ。

あんしんすこやかセンター

- 高齢者に加え、障害者や子育て家庭等に相談対象を拡大
- 包括的・継続的なケアマネジメント
- 在宅療養相談支援の充実
- 地域ケア会議の実施
- 地区ネットワークの構築
- 戸別訪問等による高齢者の実態把握 等

相談支援の強化

まちづくりセンター

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携の調整
- 身近な相談支援機能の充実
- 区民や地域活動団体等との調整
- 支所や本所との調整 等

連携

- 相談支援の充実
- 地域の人材、社会資源の開発
- 地区アセスメントの作成等による地区の課題把握に向けた取組み 等

社会福祉協議会

- 地区における課題やニーズの把握及び分析
- 生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営
- 地域人材の発掘や育成、社会資源の創出
- 地域活動や人材のコーディネート
- 地区高齢者見守りネットワーク 等

地域資源開発事業

バックアップ

社会福祉協議会

日常生活支援事業の実施
NPO法人等と連携し、生活支援サービス等の創出、地域人材発掘。

バックアップ

総合支所

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

1. 福祉の相談窓口(身近な福祉相談の充実)

- ✓高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に係る相談受付も実施。
- ✓あんしんすこやかセンターの必要な人員体制の強化を図り、専門職の常勤職員等の追加配置。

2. 参加と協働による地域づくり

- ✓まちづくりセンターに社協地区担当職員を配置し、地区内の関係団体等のネットワークづくりや地域資源開発等の事業展開を行う。
- ✓各地区には担当職員2名を配置しており、うち1名は生活支援コーディネーターの役割を担っている。担当職員は各地域社協事務所に所属し、ローテーションにより地区事務局と地域社協事務所の2拠点で活動している。
- ✓まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者に児童館を加えた四者が連携して対応し、身近な相談をさらに充実させるとともに、四者連携会議を開催し、情報共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

福祉の相談窓口

困りごとを抱えた区民が早期に相談支援につながるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受ける窓口として、区内の全地区に「福祉の相談窓口」を設置しています。

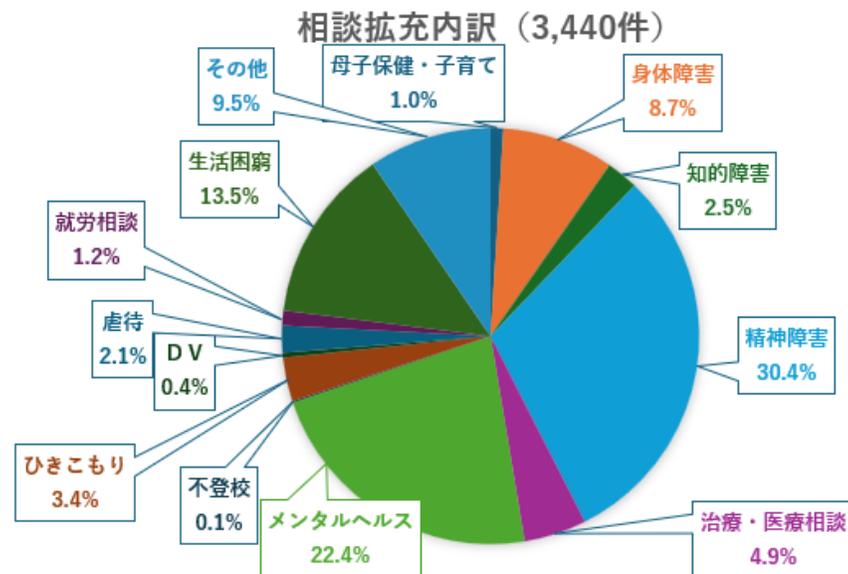
	主な役割
まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区民の最も身近な行政機関として、様々な相談を受け、対応する。受け付けた相談内容等を整理し、適切な窓口へつなぐほか、つなぎ先と連携して対応する。
あんしんすこやかセンター	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者に加え、障害者、子育て家庭等に相談対象を拡大し、個人に関する支援だけでなく、家庭内の複合した問題にも対応する。 ➤ 課題整理を行い、情報提供や相談対応を行うほか、適切な担当組織や専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。 ➤ 事例検討を積み重ね、地区における事業者のマネジメント力の向上を図る。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 複合的課題を抱える方からの相談やアウトリーチで把握した個別課題を地域課題と一体的に捉え、地区における課題解決につなげる。 ➤ サロン・ミニデイ等の地域交流の場への参加を希望する方に対し、事業の案内や情報提供を行うとともに、地域福祉活動に関する相談を受け、継続的に活動できるよう支援を行う。

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

福祉の相談窓口 相談件数

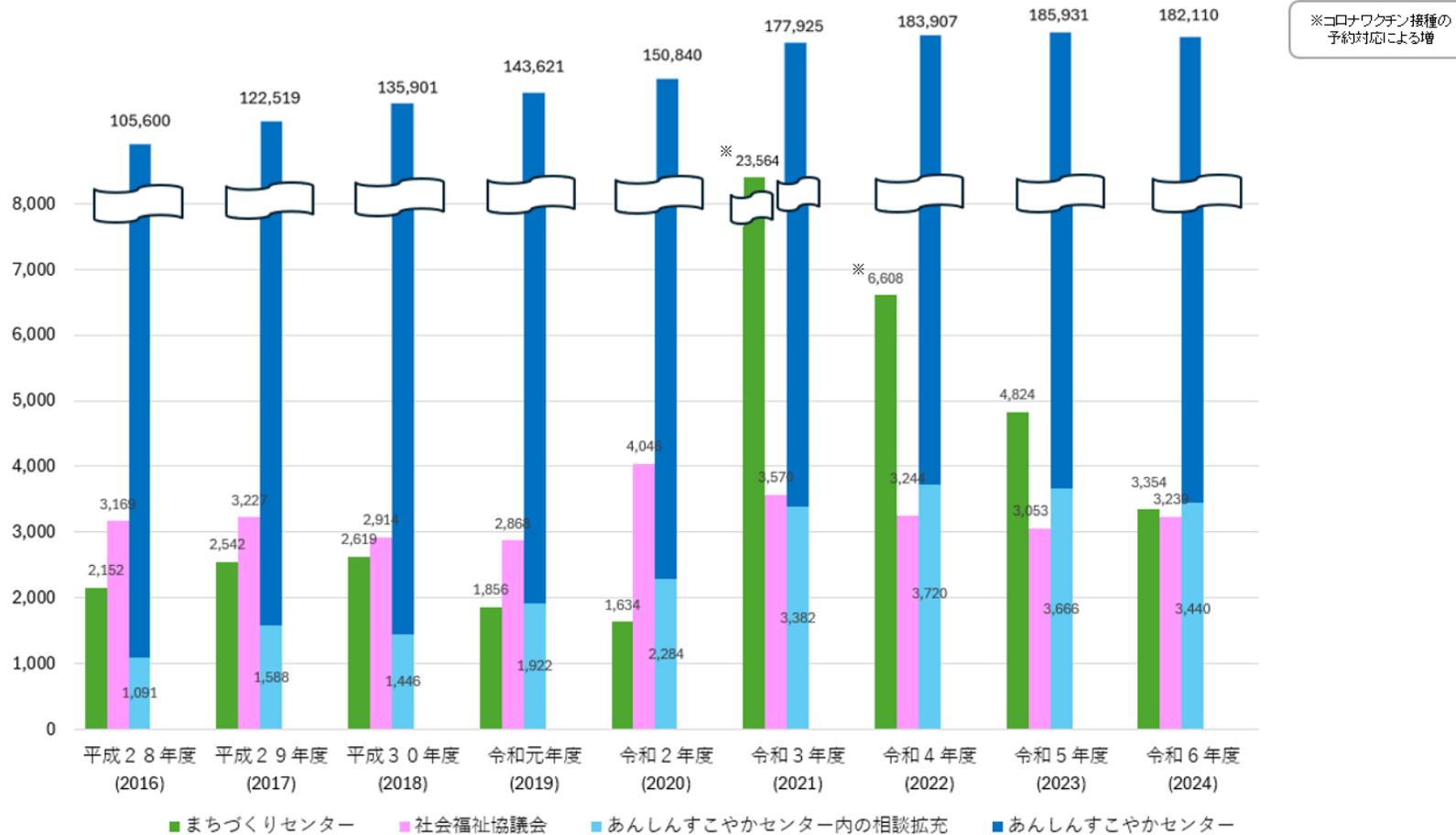
相談先	平成28年度	令和6年度
まちづくりセンター 福祉の相談件数	2,152	3,354
あんしんすこやかセンター 相談件数	111,313	182,110
内、相談拡充(障害者、子育て家庭等の相談)	998	3,440
社会福祉協議会 相談件数	3,169	3,239



第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

福祉の相談窓口 相談件数（件）



第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

参加と協働による地域づくり

参加と協働による地域づくりでは、「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の現状や課題を広く把握します。四者連携会議を踏まえて地区に必要な資源の分析をおこない、地区課題の解決に向けて取り組めます。

	主な役割
まちづくりセンター	四者連携会議を開催し、地区の課題の把握や、解決に向けた方向性・手法等について話し合うとともに、四者の調整や取りまとめを行う。 地区の社会資源や人材等の情報を活用して地区のネットワークづくりの支援をおこなう。 地区住民や事業者に対して、地域包括ケアの情報提供や課題の共有化を行い、連携強化を図る。
あんしんすこやかセンター	地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討・課題解決を図るとともに、相談事例の中から地区の課題を把握し、四者連携会議等に提起する。幅広く会議に参加し、ネットワークづくりや課題共有を行い、連携強化を図る。
社会福祉協議会	四者連携会議、地域ケア会議に参加するとともに、事業者、施設等への訪問調査を実施し、地区の活動団体や施設等の取組みを把握する。サロン等の新規開設や他団体との連携・支援・各種人材の活用等により社会資源開発を行う。 メールマガジンやホームページにより地区の情報発信をおこなう。
児童館	四者連携会議に参加し、子ども・子育て家庭の悩み、地区全体の見守り等から気づいた課題について提起する。地域子育て支援コーディネーターが開発した地域資源などの情報提供を行う。

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

参加と協働による地域づくり

活動紹介



上馬地区

上馬まちなかクリーン作戦

「高齢になって家の前の落ち葉が掃けない」との声をきっかけに、地域住民の困りごと解決のために、地区の様々な団体が参加して各町会エリアを順番に巡りながら助け合いの輪を広げています。



代沢地区

地域カフェ

「高齢者や障害者も行きやすい身近なところに、誰でも気軽にお茶を飲んだりおしゃべりができて、相談もしやすい場所を作りたい」という地域の皆さんの熱意により、地区内の4か所で運営されています(現在はお休みしています)。



祖師谷地区

リモート体操

大規模団地の高齢者の居場所づくりとして始めた運動サロン。コロナ禍でも近隣病院の協力を得て、リモートによる指導等も取り入れながら元気に活動中です。

第2節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

参加と協働による地域づくり

地域包括ケアの地区展開報告会

各地区の「参加と協働による地域づくり」の取組みをさらに進めていくことを目的に、全地区合同の四者連携会議と位置づけた報告会を開催し、区民・担い手と区との認識及びノウハウの共有を図っています。

【令和6年度】令和7年1月30日 北沢タウンホール

	取組み内容
上町地区	みせるぜ！上町地区の底力！～希望が繋がる、人生が輝くまち～
松沢地区	子どもから高齢者まで、みんなが明るく暮らせる町 それが松沢！！～多世代で取り組もう～
用賀地区	多世代が交流し、誰もが安心して暮らし続けられる支え合い・助け合いのあるまちをめざした取組み

第3節 沿革

1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
1989年 (平成元年)	高齢者保健福祉推進10か年戦略(通称「ゴールドプラン」)	急速な高齢化に対応するため、今後10年間で高齢者の在宅福祉サービス拡充・福祉施設整備・ホームヘルパー増員などを図る国家戦略	(一)	(一)
1991年 (平成3年)	(一)	(一)	地域行政制度の発足	本庁・総合支所・出張所の三層構造による区政運営体制を新設し、区民に身近な地域拠点で行政サービスを提供。現在の区政運営の基盤となる仕組みが整備された。
1997年 (平成9年)	介護保険法制定	世界初の公的介護保険制度を創設する法律が成立(1997年12月)。2000年4月から介護保険制度が全国で施行され、高齢者介護サービスを社会保険制度として提供開始。	(一)	(一)
2005年 (平成17年)	介護保険法の改正	介護保険法の抜本改正を実施し、高齢者ケア政策に初めて「地域包括ケアシステム」の概念を導入。また障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービス利用に応益負担を導入する新制度が2006年4月施行。	(一)	(一)
2006年 (平成18年)	介護保険法 改正法の全面施行	改正介護保険法が本格施行され、全国に地域包括支援センターが創設される。また、介護予防給付や地域密着型サービス(小規模多機能型など)が始まり、地域包括ケア推進の仕組みが各市町村に導入。	(一)	(一)
2008年 (平成20年)	厚生労働省「地域包括ケア研究会」発足	有識者による「地域包括ケア研究会」を設置し、地域包括ケアシステムの具体化に向けた国の検討を開始。	(一)	(一)
2010年 (平成22年)	(参考)日本が「超高齢社会」に突入	総人口に占める65歳以上人口割合が21%を超え、国際的に初めて「超高齢社会」となる。地域包括ケア構築が喫緊の課題に。	出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターの一体的整備計画	地域の拠点施設である出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)を同一施設内に整備する計画を策定。身近な地区で幅広い相談対応・迅速なサービス提供・地域活動支援を可能にする体制づくりを推進。
2011年 (平成23年)	障害者基本法 改正	障害者の権利保障と共生社会の実現を目的に基本理念を拡充する改正を実施。障害の有無による隔たりのない共生社会の実現、障害者の権利尊重、合理的配慮の提供義務等が新たに明記された。	(一)	(一)

第3節 沿革

1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
2012年 (平成24年)	介護保険法の一部改正／障害者総合支援法	改正介護保険法の施行：介護保険法第5条に地域包括ケア推進が国・自治体の責務と明記され、地域包括ケア構築の法的基盤を整備。 障害者総合支援法成立：障害者自立支援法を廃止・名称変更し、難病患者を新たに支援対象に追加するなど、障害者支援制度を総合的に見直し。	(一)	(一)
2013年 (平成25年)	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援法が成立。生活保護に至る前段階での自立支援を制度化し、全国の自治体で自立相談支援事業・住居確保給付金の実施など「第2のセーフティネット」を構築。 2013年6月には障害者差別解消法が成立し、行政機関・事業者に対し障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を義務付け。	(一)	(一)
2014年 (平成26年)	医療・介護総合確保推進法／子ども・子育て支援関連3法	医療介護総合確保推進法が成立：2025年に向けた地域の医療と介護の一体的提供体制を進めるため、都道府県に医療・介護連携の基金を創設する等の支援策を規定。 子ども・子育て支援法等の成立)・新子育て支援制度の施行：認定こども園制度の拡充や小規模保育事業の創設など、幼児教育・保育・子育て支援を一体的に推進。	地域保健医療福祉総合計画(2014～2023年度)策定／地域包括ケアの地区展開モデル事業開始(砧地区)	地域保健医療福祉総合計画において、地域包括ケアシステムの構築・推進を重点化。医療・介護・予防・住まい・生活支援の5要素を充実させ、地区での総合相談窓口整備、地域ケア会議活用、継続的なケアマネジメント支援、地区ネットワーク構築、社会資源開発などを位置づける。 また、砧地区で地域包括ケアの「地区展開」モデル事業開始。地域に福祉の総合相談窓口を設置し、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会による三者連携会議を試行。
2015年 (平成27年)	介護保険法改正施行／生活困窮者自立支援法施行	改正介護保険法が施行され、全国の市町村で「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が開始。各自治体が地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービスを提供する体制が整備された。 生活困窮者自立支援法の施行により、全国で自立相談支援事業や住居確保給付金等が開始され、生活困窮者に対する新たな自立支援制度が本格稼働した。	地域包括ケアの地区展開を5地区に拡大	地域包括ケアのモデル事業を5地区(砧・池尻・松沢・用賀・上北沢)に拡充し、各地区に福祉相談窓口の設置や地区ごとの関係機関ネットワーク構築を開始。

第3節 沿革

1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
2016年 (平成28年)	ニッポン一億総活躍プラン（政府方針）／「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部	政府が「一億総活躍プラン」で「地域共生社会」の実現を政策目標に位置づけ。厚労省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、住民主体の包括的相談支援体制の強化など地域共生社会の具体化に向けた検討を開始。	地域包括ケアの地区展開を全28地区に拡大／まちづくりセンター運営マニュアル改訂	地域包括ケアの取組を区内全28地区に拡大（平成28年度より既存の全地区で「地区展開」を実施。※令和元年には新設の二子玉川地区も開始）。また、まちづくりセンター運営マニュアルを改訂し、各地区で共通の課題アセスメント手法を導入・統一。
2017年 (平成29年)	地域包括ケアシステム強化法	地域包括ケアシステム強化のための関係法改正（介護保険法・社会福祉法等の改正）を実施。社会福祉法改正により、市町村に包括的支援体制整備の努力義務規定が新設され、“断らない相談窓口”を含む地域共生社会推進の制度枠組みが整備された。	(一)	(一)
2018年 (平成30年)	地域支援事業の全国完全実施	2015年改正介護保険法により創設された介護予防・生活支援サービス（総合事業）が2018年4月までに全市町村で義務化され、全国で地域支援事業が本格実施された。	(一)	(一)
2020年 (令和2年)	社会福祉法等改正（地域共生社会推進法）	社会福祉法改正により「重層的支援体制整備事業」を創設。市町村が属性や制度の垣根を超えた包括的な相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施できる枠組みで、複合的課題（制度の狭間問題）を抱える世帯への支援体制を強化。令和3年度より全国346自治体で任意事業として開始。	世田谷区子ども計画（第2期）後期（2020～2023年度）	子育て分野と高齢者分野の連携強化を図り、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会に児童館を加えた「四者連携」による地域包括ケアの地区展開を推進する方針を明記。地域の子育て支援拠点である児童館も含め、包括的な相談支援体制の構築を目指す。
2022年 (令和4年)	(一)	(一)	地域行政推進条例制定／地区拠点の一体整備完了・四者連携開始	世田谷区地域行政推進条例を制定し、第9条に地域包括ケアの地区展開（福祉相談窓口強化、児童館を含む四者連携による地域福祉推進等）を明記。同年、全地区でまちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社協の一体的施設整備が完了し、地域包括ケアの地区展開に児童館が加わる「四者連携」が全地区で本格始動。
2022年 (令和5年)	こども家庭庁 発足（2023年4月）	こども家庭庁を2023年4月に新設。子ども政策を一元化し、子ども家庭中心の包括的支援体制を主導。	(一)	(一)
2024年 (令和6年)	児童福祉法 改正（2024年施行）	児童福祉法等改正：市町村「こども家庭センター」（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを再編）を整備し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象にした総合相談支援の強化や子育て困難家庭への訪問支援事業などの新設。	地域保健医療福祉総合計画（2024～2031年度）策定	第2期地域保健医療福祉総合計画（令和6年度～令和13年度）を策定。地域包括ケアの5要素に「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」の4要素を加えた9つの要素へ拡充し、「制度の狭間」への対応として地域版・重層的支援体制整備事業等の新たな取組みを盛り込む。

第2章

9つの要素

地区・地域で一体的に提供される9つの要素の成果

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

地区・地域で一体的に提供される9つの要素のこれまでの取り組み、課題と方向性

要素	視点	これまでの取り組み	課題	今後の方向性
No.1 医療	在宅医療の充実に向けた連携体制づくりがなされている取り組み	世田谷区では、高齢者が自宅や地域で安心して療養生活を送れるよう、多職種連携による在宅医療・介護体制の強化やACPの普及啓発、資源マップの作成、相談窓口の設置等を推進。精神疾患支援でも関係機関の連携や訪問支援を充実させ、地域包括ケアを推進してきた。このような多面的な取組みを進め、多面的な取組みを進め在宅医療・在宅介護の体制を充実させ、住み慣れた自宅等で最期を迎える「在宅看取り」が着実に増加しており、区民のQOL向上にも寄与している。	在宅療養を希望する区民が多い一方、ACPの認知度は低く、人生の最終段階に関する話題への心理的抵抗感や、本人と家族の意向の不一致など心理的抵抗も課題。ICT連携や医師・介護連携ツールの利用促進や情報共有の仕組み改善を進め、地区連携人材不足で情報共有は更なる充実が求められる在宅生活に向けた退院調整は体制強化が必要。	在宅療養とACPの普及啓発を強化していく。またWEB化した「世田谷ケアサーチ」（介護事業者・在宅医療資源情報検索システム）を活用し、医療・介護資源情報の更新と周知を図る。ICT連携ツールの利用促進や情報共有の仕組み改善を進め、地区連携医事業はあんしんすこやかセンターや医師会とより効果的な取り組みとなるよう協議していく。相談窓口のスキル向上や機関型コーディネーター配置を検討し、複雑化する相談に対応したり、安心して暮らせる環境整備を図る。
No.2 福祉サービス	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等が安心できる在宅生活を送るために制度化された基本的なサービスや、区独自のサービス、施設整備などの取組み	世田谷区では、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など多様な対象に対し、ニーズに応じた福祉サービスを展開してきた。高齢者には介護保険制度に基づく居宅・施設サービスや区独自の在宅生活支援を提供。障害者には自立支援給付や地域生活支援事業、障害児通所支援、ホームヘルパー派遣などを実施。子育て家庭には「世田谷版ネウボラ」による切れ目ない支援、児童館を中核とした相談・見守りネットワーク、おでかけひろばや産後ケア事業を推進。生活困窮者には「ぶらっとホーム世田谷」を設置し、自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援などを行い、就労や生活再建を支援している。さらに、医療的ケア児支援、発達障害児への療育、保育施設整備、児童館の充実、精神障害者への訪問支援など、分野ごとの施策を推進してきた。	分野別サービスは充実してきたが、制度の狭間や複雑化した課題への対応が不十分であり、狭間や複合課題に対応できる包括的な支援体制を整備する。高齢施設整備の遅れ、人材不足、相談件数増加、保者施設や医療的ケア児支援、保育定員確保、児童館整備を推進し、育需要への柔軟な対応など、各分野で体制強化が必要である。	各分野の福祉サービスを計画的に充実させるとともに、制度の狭間や複合課題に対応できる包括的な支援体制を整備する。高齢施設整備の遅れ、人材不足、相談件数増加、保者施設や医療的ケア児支援、保育定員確保、児童館整備を推進し、地域ネットワークを強化する。精神障害者や生活困窮者への切れ目ない支援を確保し、地域全体で支え合う仕組みを構築することで、誰もが安心して暮らせる環境を整える。
No.3 予防・健康づくり	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居場所と出番の創出がなされている取組み、心身の健康づくりがなされている取組み	世田谷区では、誰でも、楽しく、簡単に、何かひとつ健康に良いことを生活の中に加えてみようという健康づくり運動「健康せたがやプラス1」を展開し、ウォーキングマップの配布や食育事業などを通じて、区民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう働きかけを進めてきた。健診受診や生活習慣改善を促すインセンティブ事業を実施し、高齢者向けには「通いの場」や地域デイサービスの充実を図り、介護予防活動を支援してきた。妊娠期から就学前まで切れ目ない子育てを行うネウボラ事業、がん患者や家族への相談体制整備、認知症本人参画型の地域活動、こころの健康づくりや自殺対策の推進など、ライフステージに応じた包括的な取組みを進めている。	健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多くいる一方で、健康に関する意識があっても実践につながらない人や健康無関心層の存在、介護予防や地域活動の担い手不足などが課題である。	今後は健康無関心層を含め、幅広い世代の区民が正しい知識を持ち、健康の保持・増進につながる行動を自ら実践し、継続して取り組むための支援を推進していく。健診やインセンティブ事業の周知を強化する。介護予防では「通いの場」やオンライン講座を活用し、外出習慣化を促す。地域デイサービスや認知症施策は担い手育成と持続可能な仕組みづくりを進める。ネウボラ事業では伴走型支援を徹底し、がん相談やこころの健康づくりでは相談体制と人材育成を強化する。これらを通じ、地域包括ケアの推進と安心して暮らせる地域づくりを目指す。
No.4 住まい	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居住の場の確保がなされている取組み、地域で暮らし続けるための施設整備などの取組み	住まいサポートセンターを通じて民間賃貸住宅への入居支援を行い、居住支援協議会を設立して関係機関と連携を強化してきた。ひとり親世帯への家賃低廉化補助事業を推進し、区営住宅の供給により住宅セーフティネットを構築している。また、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームの整備を進め、介護と住まいの一体的提供を実現している。障害者グループホームについても、重度障害者向け施設整備を推進し、地域移行を支援している。	多様な属性に応じた居住支援の充実、賃貸入居支援協議会を中心に連携を強化し、困難を抱える人を適切にの理解促進、土地確保や建設費高騰、介護・福祉人材不足が課題である。	転居後の孤立防止や賃貸人の不安軽減に努めるとともに、区営住宅や高齢者・障害者向け施設の整備を推進する。公有地活用や事業者支援策を検討し、介護・福祉人材確保に向けた施策を強化する。
No.5 生活支援	公的サービス以外の地域活動・資源の活用がなされている取組み	見守りコーディネーターや民生委員、高齢者安心コール、見守りステッカー、高齢者見守り協定、地区高齢者見守りネットワークなど多層的な見守り施策を展開し、地域での孤立防止と早期支援につなげてきた。また、社協地区担当職員による協議の場づくりや活動団体のネットワーク化支援を通じて、分野横断・多主体連携の支援体制を整備している。他にも社会福祉協議会によるふれあいサービスやファミリー・サポート・センター事業では住民同士のたすけあいによる日常生活支援と子育て支援を推進している。加えて地区サポーター活動、地域支えあい活動、買物支援、居場所づくり、住民同士の支え合いを基盤とした日常生活支援、子どもの居場所フロンターを中核とした、身近な地域・地区の子どもの居場所間の連携強化に取り組んでいる。	高齢者においては、オートロック普及による集合住宅等での見守りの難しさによる民生委員などの負担の増大及び、担い手・後継者不足、若い見守り人材の不足、地域のつながりの希薄化、多世代・障害者を含む地域資源とネットワークの不足。	見守りコーディネーターや民生委員などによる見守りを継続しつつ、ICT機器等を活用した見守りを推進するなど、時代の変化に応じた見守り事業の再構築を図る。協議の場やネットワーク化支援を強化し、住民主体かつ多様な主体が協働する体制を構築する。会員目線の見直しによりやニーズの高まる層へのアプローチを図り、利用促進と担い手確保を図るとともに、買物支援や居場所づくり、多世代交流の場の拡充を進める。

地区・地域で一体的に提供される9つの要素のこれまでの取り組み、課題と方向性

要素	視点	これまでの取り組み	課題	今後の方向性
No.6 就労	働きたいすべての人が、その人らしく働くことができる取組み	三茶おしごとカフェを核に、障害者、生活困窮者、若者、女性、高齢者など多様な層に対応する就労支援を展開してきた。 キャリア相談、職業紹介、求人開拓、起業支援に加え、シニア層向けマッチング事業や若者への職場体験、女性の働き方相談を推進。障害者就労支援センターでは一般就労機会の拡大と生活支援を一体的に提供し、シルバー人材センターでは高齢者向けの仕事を確保するなど、包括的な支援ネットワークを構築している。	就労までに段階的支援を要する者や就労後の生活不安による定着困難が課題。求人の方の多様性や事業者の柔軟性の向上、障害者雇用率引き上げへの対応も必要。	中間的就労や短時間就労の場を開発し、事業者への働きかけを強化。相談窓口の機能充実、アウトリーチによる潜在層発見、就労後の生活支援を継続。事業者の職場環境改善や協力企業開拓、障害者の就労支援ネットワーク強化を推進。女性やシニア層にはライフステージに応じた柔軟な働き方や起業支援を充実させる。
No.7 教育	学校や教育分野と福祉分野が連携し、支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に結びつく取組み	不登校・ひきこもり対策として、教育と福祉の連携を基盤に支援体制を整備してきた。「せたがやホッと子どもサポート」による権利擁護、スクールソーシャルワーカーの配置、メルクマールせたがやによる包括的支援、ヤングケアラー支援連絡会の設置、世田谷版ネウボラによる伴走型支援などを実施。 また、ほっとスクールや学びの多様な学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」、青少年交流センター、大学連携による居場所づくりなど、多様な学びと居場所の提供を推進してきた。	不登校やヤングケアラーの課題は複雑化・潜在化し、情報不足や支援の途切れ、私立校への対応不足がある。相談体制の強化と早期支援が必要。	教育・福祉・医療・地域の連携をさらに強化し、早期支援につなげる体制を充実させる。情報共有やICT活用により切れ目ない支援を推進し、18歳以上への継続支援、居場所や学習支援の拡充を図る。ヤングケアラー支援では相談しやすい環境づくりと地域の支援力強化を進める。
No.8 社会参加	地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する取組み	社会参加の機会が掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らが役割や居場所を見出し、多様な接点を確保できるよう、参加支援事業を推進し、多様な交流・活動機会を整備してきた。ひきこもり相談窓口「リンク」を設置し地域支援機関と連携した相談体制を構築した。 また、精神障害者ピアサポート活動では、当事者同士の交流や体験談の発表を通じて、個々の経験等に応じた活躍の機会を拡充した。他、ティーンズプロジェクトや青少年交流センターのプログラムを通じ、若者が主体的に地域参加できる仕組みを整えてきた。 こうした取組みにより、世代や背景を超えた社会参加の促進に努めてきた。	孤独・孤立の深刻化に対し参加機会の裾野拡大が不十分。特に中高年男性や若者への効果的なアプローチ、関係機関との協働体制の強化、周知不足が課題。	地域住民が継続的に交流できる居場所と役割を整備し多様な世代の社会参加を促進する。四者連携や周知強化により支援体制を拡充し、ひきこもり支援やピアサポート活動を深化させる。若者にはSNS等で情報発信を強化し主体的に活動できる環境を整える。さらに関心や趣味を起点とした参加機会の創出、副業として担えるような新たな仕組みづくりを検討し持続的な社会参加を推進する。
No.9 防犯・防災	区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である取組み	防犯面では24時間パトロール、防犯カメラ設置支援、自動通話録音機の貸出等を実施し、防犯対策を強化してきた。また、災害・防犯情報メールやSNS等を通じて注意喚起を行い、地域団体の啓発活動や見守り活動を支援してきた。 防災面ではまちづくりセンターが防災情報発信や学習機会提供、地区防災計画作成を支援し、住民の自助・共助意識向上を図っている。避難行動要支援者については個別避難計画の作成を進め、郵送や訪問調査を通じた対応を行っている。他、災害福祉サポーター制度を整備し担い手育成を進めるとともに、せたがや災害ボランティアセンターを通じ、災害ボランティア受け入れや人材養成、地域との連携を進め、災害対応力の強化に取り組んできた。	防災訓練等への参加、自助・共助の実践の推進。特殊詐欺被害が依然深刻であること、担い手不足や連携・体制整備等も対応が必要。	地域での防犯・防災活動への参加を促し、見守りや声掛けを広げることで犯罪防止や災害時の支え合いを強化する。警察等との連携により巧妙化する特殊詐欺や犯罪に対処する。 防災では個別避難計画の整備や専門職との連携強化を進めるとともに、災害福祉サポーターやボランティアコーディネーター育成、拠点体制やIT基盤整備を図り、地域の総合的な防災力を向上させる。

第1節 国基準の5つの要素

1 医療

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第1節 国基準の5つの要素

要素【No.1 医療】

【視点】

在宅医療の充実に向けた連携体制づくりがなされている取組み

【これまでの取組み】

世田谷区では、高齢者が自宅や地域で安心して療養生活を送れるよう、多職種連携による在宅医療・介護体制の強化やACPの普及啓発、資源マップの作成、相談窓口の設置等を推進。精神疾患支援でも関係機関の連携や訪問支援を充実させ、地域包括ケアを推進してきた。

このような多面的な取組みを進め、多面的な取組みを進め在宅医療・在宅介護の体制を充実させ、住み慣れた自宅等で最期を迎える「在宅看取り」が着実に増加しており、区民のQOL向上にも寄与している。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No.1 医療】

1 医療 在宅医療の充実に向けた連携体制づくりがなされている取組み

医療	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	地域の医療・介護「資源の把握」	・世田谷区在宅療養資源マップ	32
2	各種ツールの活用による多職種による情報共有の支援	・医療と介護の連携シート ・MCS（メディカルケアステーション） ・お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」	34
3	医療と介護の切れ目のないネットワークづくり	・地区連携医事業	36
4		・病院入退院実務担当者との意見交換会	
5	在宅医療・介護関係者の研修	・医療福祉連携研修	37
6	在宅医療・ACPの普及啓発	・在宅療養・ACPガイドブックの作成 ・講演会・シンポジウム、講座の開催 ・区内大学と連携したACP普及啓発ポスターの作成	38
7	医療・介護関係者に関する相談支援	・在宅療養相談窓口	41
8	後期高齢者の歯科健診支援	・すこやか歯科健診	42

要素【No.1 医療】

これまでの取り組み

1
1-1

（1）事業、政策名

地域の医療・介護「資源の把握」

（2）具体的な取り組み名

世田谷区在宅療養資源マップ

（3）取り組み内容

在宅で療養生活を送るため医療や介護サービスを区民が主体的に選択できるように、在宅医療を支える区内の様々な地域資源の情報をまとめた「世田谷区在宅療養資源マップ」を作成し、あんしんすこやかセンターや地域の医療機関・介護事業所等に配布し、在宅療養相談や区内医療機関との連携に活用した。なお、「世田谷区在宅療養資源マップ」は、令和7年1月よりWEB運用化し、利便性の向上や医療・介護関係者間の情報共有の更なる強化を図っている。

（4）実績

【在宅療養資源マップ発行部数】

初版（平成30年2月発行）	1, 500部
更新版（令和3年3月発行）	2, 000部

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

1
1-1

(5) 参考資料

世田谷区介護事業者・在宅療養資源情報検索システム（令和7年1月から運用開始）



要素【No.1 医療】

これまでの取組み

2
1-2

- (1) 事業、政策名
各種ツールの活用による多職種による情報共有の支援
- (2) 具体的な取組み名
①医療と介護の連携シート
②MCS（メディカルケアステーション）
③お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」
- (3) 取組み内容
①医療機関とケアマネジャーの連携を支援するため、区が作成した連携ツール「医療と介護の連携シート」の周知、普及を図っている。
②医師会の運営するICTを用いた多職種連携ツール（メディカルケアステーション：MCS）による情報共有を支援している。
③お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」を作成し、あんしんすこやかセンターや区内薬局等を通して広く配布している。
- (4) 実績

取組み名	単位	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
MCSのユーザー数	人	—	124	318	608	875	1,217	1,594	2,010	2,987
MCSの患者数	人	—	64	200	1,229	1,866	2,590	3,312	3,907	5,520

※平成29年より運用開始

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

2
1-2

(5) 参考資料

お薬手帳を活用した連絡カード

※ご本人欄は未記入でもかまいません。

ふりがな	ご本人欄		
ご本人氏名	生年月日		
要介護認定	無・有 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	障害者手帳	無・有
これまでに かかった 主な病名			
服薬中の お薬			

■その他(家族、友人、福祉関係等)

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

お名前	ご関係
電話番号	
備考	

あなたを支える 医療・介護のケアチーム	
かかっている医療機関や利用している介護サービス等の情報をまとめておくことで、あなたに必要なケアをどこが提供しているかすぐに分かり、適切な医療や介護につなげやすくなります。日ごろ利用している医療・介護の情報や、あなたが信頼している方の連絡先を記入しておくとう便利です。	
ご本人同意欄 (<input type="checkbox"/> にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)	
<input type="checkbox"/>	このカードの利用方法について説明を受けました。必要な場合は、ここに記載されている情報を、医療・介護等関係者間で共有することに同意します。

■薬局

名称	
電話番号	担当者名
備考	

■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

名称	あんしんすこやかセンター
電話番号	担当者名
備考	

■ケアマネジャー

名称	
電話番号	担当者名
備考	

要素【No.1 医療】

これまでの取り組み

3, 4
1-3
1-4

（1）事業、政策名

医療と介護の切れ目のないネットワークづくり

（2）具体的な取り組み名

①地区連携医事業

②病院入退院実務担当者との意見交換会

（3）取り組み内容

①切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、平成28年度より世田谷区医師会、玉川医師会の協力のもと、各地区ごとに医療・介護連携の支援を行う担当の地区連携医を配置し、事例検討、地区課題等に関する医療的助言を行うとともに、地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めている。

②各地区の医療・介護情報や事例を共有し検討を行う連絡会や研修会、病院入退院調整担当者との意見交換会等を定期的にも実施している。

各あんしんすこやかセンターで、12回／年、事例検討会の実施や医療職・介護職のネットワークづくりや区民向けACP講座などを実施している。

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

5
1-5

(1) 事業、政策名

在宅医療・介護関係者の研修

(2) 具体的な取組み名

医療福祉連携研修

(3) 取組み内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者等に適切な医療と介護が提供されるよう、医療職と介護職等が相互の専門性や役割を学ぶ医療福祉連携研修を実施している。

(4) 実績

取組み名	単位	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
研修の参加者数	人	275	229	301	271	410	176	279	322	336
研修動画の視聴回数	回	—	—	—	—	944	722	562	832	534

※研修動画は令和2年度より参加者を広げるため開始した。

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

6
1-6

- (1) 事業、政策名
在宅医療・ACPの普及啓発
- (2) 具体的な取組み名
 - ①在宅療養・ACPガイドブックの作成
 - ②講演会・シンポジウム、講座の開催
 - ③区内大学と連携したACP普及啓発ポスターの作成
- (3) 取組み内容
 - ①在宅医療やACPにの普及啓発を推進するために、「在宅療養・ACPガイドブック LIFE これからのこと」を作成し、各あんしんすこやかセンター等で広く区民や医療・介護関係者に配付している。
 - ②在宅医療・ACPに関する知識の普及・啓発を図るため、地区連携医事業の取組みを通じて、各あんしんすこやかセンターで、「在宅医療」及び「ACP」に関する区民向けミニ講座を実施している。また、同ガイドブックを活用しながら、在宅療養講演会・シンポジウムや、在宅療養・ACP講座などの普及啓発講座を開催している。
 - ③区内大学と連携しACP普及啓発ポスターを作成した。作成したポスターは、在宅療養講演会・シンポジウムや在宅療養・ACP講座の会場で掲示するほか、区内各所に広く掲示し活用を図っている。

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

6
1-6

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
春のお彼岸シンポジウム	人	60	100	121	109	86	-	60				
在宅療養講演会・シンポジウム	人								-	65	75	80

※在宅療養・ACPガイドブック発行部数は初版（令和3年3月発行）10,000部、第2版（令和5年3月発行）5,000部、第3版（令和6年12月発行）3,000部を発行した。

※在宅療養講演会・シンポジウムは平成26年度から令和2年度までは春のお彼岸シンポジウム、令和4年度から在宅療養講演会・シンポジウムとして実施

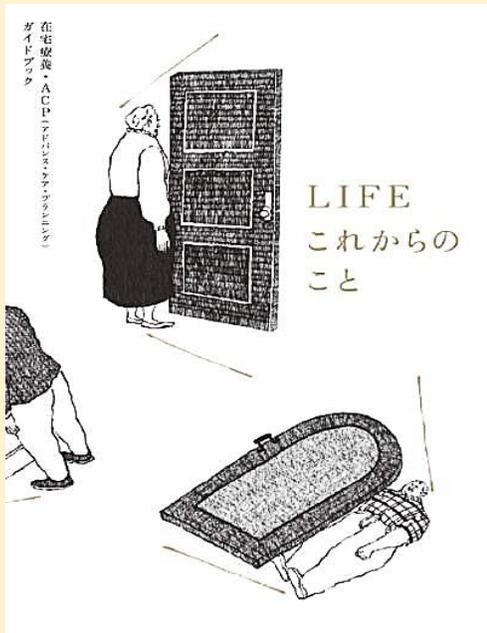
要素【No.1 医療】

これまでの取り組み

6
1-6

(5) 参考資料

ACPガイドブック



在宅医療・ACPシンポジウム

在宅療養講演会・シンポジウム

住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けるために

ACP(人生会議)の講演やご家族、医療・福祉従事者の話を聞いて、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けるための「備え」について、一緒に考えてみませんか。

参加費 無料
手話 通訳あり
事前申込

令和6年
9月28日(土) [開場]午後1時30分 [開演]午後2時~午後4時30分

会場 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 1階研修室C
世田谷区松原6-37-10

アクセス
小田急線「松原」駅徒歩5分「東横線、東横線沿線」
東横線「松原」駅徒歩5分
小田急線「松原」駅徒歩5分
小田急線「松原」駅徒歩5分

対象者 在宅療養・ACP(人生会議)に関心のある市民、福祉・医療関係者

申込期間 8月15日(木)~9月25日(水)

定員 先着200名

第1部 基調講演 講師 向山 晴子(世田谷保健所長)

第2部 シンポジウム

コーディネーター 小原 正幸氏(小原医院 院長)

シンポジスト
芦田 雅子氏(在宅療養を支えたご家族)
大原 昭江氏(訪問看護ステーションけやき 看護師)
桑原 典江氏(やさしい手下高井戸居宅介護支援事業所 管理者)
羽柴 若菜氏(みずたま介護ステーション三軒茶屋 管理者)

ACP普及啓発ポスター

Advance Care Planning

ACPってなんだろう?

価値観や 大切にしたいこと 医療やお金のこと

「まだ自分には関係ない」と思わずに大切な人と話し合ってみませんか

ACP(アドバンス・ケア・プランニング/人生会議)とは?
自分が望む生活や医療・ケアを受けたい、家族やパートナーとの意思を伝える人、医療・介護担当者と話し合うための事前準備です。大切な人、医療・介護担当者と話し合うことで、自分や家族の意思を伝えることができます。

自分らしくいるために「人生会議」しよう

駒澤大学 × 世田谷区

詳しい情報は、世田谷区公民館ホームページをご覧ください。

「人生会議」してみませんか
自分らしく生きたい、病気があっても家で暮らしたい。
「もしもの時」にそなえて、自身が望む治療やケアを家族や医療ケアチーム、信頼できる人に相談しませんか?

駒澤大学 × 世田谷区

詳しい情報は、世田谷区公民館ホームページをご覧ください。

「人生会議」してみませんか

〒158-8501 世田谷区公民館 3階 303号室
TEL: 03-3498-2111 (受付時間: 午前9時~午後5時)

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

7
1-7

(1) 事業、政策名
退院からの在宅移行支援

(2) 具体的な取組み名
在宅療養相談窓口

(3) 取組み内容

在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図るため、平成30年度から、各地区のあんしんすこやかセンターに在宅療養相談窓口を設置し、在宅療養・入退院等に関する区民や医療・介護関係者からの相談を受けるとともに、入院・転院・退院時の相談等にきめ細かく対応できるよう、関係者間のネットワークづくりを支援している。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
在宅療養相談窓口の相談件数	件	-	-	-	-	11,092	11,327	12,825	14,284	13,207	12,385	12,479

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

8
1-8

(1) 事業、政策名

後期高齢者の歯科健診支援

(2) 具体的な取組み名

すこやか歯科健診

(3) 取組み内容

75歳以上の区民を主な対象として、区内の歯科診療所においてすこやか歯科健診を実施した。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
すこやか歯科健診の実施人数	件	—	—	1人	19人	287人	218人	273人	285人	300人	262人	287人

要素【No.1 医療】

これまでの取組み

8
1-8

(5) 参考資料

すこやか歯科健診 チラシ

世田谷区の「すこやか歯科健診」は、医療と介護の連携のもとで、
あんしんすこやかセンターやケアマネジャーが
高齢の方を適切な口腔ケアや歯科治療につなぐものです。

75歳になったら **無料**
すこやか歯科健診を
受けましょう!!

高齢の方にとって、お口の健康を維持することは、栄養状態がよくなり、
誤嚥性肺炎の予防になるなど、全身の健康づくりに役立ちます。
歯科健診を受けて治療が必要かどうかや、必要なお口のケア等について
歯科医師に相談してみましょう。

受診の手順

- 1 あんしんすこやかセンター、または担当のケアマネジャーにお口の健康について聞いてみましょう
- 2 受診券の申請・送付
- 3 受診券をお渡しします
- 4 受診券を持って、歯科診療所へ健診に行きましょう

※健診の結果については、ご本人とあんしんすこやかセンターまたは担当のケアマネジャーにお知らせします。適切な口腔ケアや治療を行い、お口と全身の健康を維持しましょう。

— 健診内容 —
口腔・入れ歯の装着状況、歯みがきの状況
口腔機能（ハタカテスト、うがい状況）
歯の状況、口腔衛生状況、かみ合わせ状況 等

すこやか歯科健診は **無料**です

世田谷保健所健康推進課
TEL 5432-2442

※すこやか歯科健診は、世田谷区歯科医師会・玉川歯科医師会の協力により区が実施する高齢の方むけの健診です。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No.1 医療】

課題と今後の方向性

【課題】

在宅療養を希望する区民が多い一方、ACPの認知度は低く、人生の最終段階に関する話題への心理的抵抗感や、本人と家族の意向の不一致など心理的抵抗も課題。ICT連携や医師・介護人材不足で情報共有は更なる充実が求められる。在宅生活に向けた退院調整は体制強化が必要。

【今後の方向性】

在宅療養とACPの普及啓発を強化していく。またWEB化した「世田谷ケアサーチ」（介護事業者・在宅医療資源情報検索システム）を活用し、医療・介護資源情報の更新と周知を図る。ICT連携ツールの利用促進や情報共有の仕組み改善を進め、地区連携医事業はあんしんすこやかセンターや医師会とより効果的な取り組みとなるよう協議していく。相談窓口のスキル向上や機関型コーディネーター配置を検討し、複雑化する相談に対応したり、安心して暮らせる環境整備を図る。

第1節 国基準の5つの要素

2 福祉サービス

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 2 福祉サービス】

【視点】

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等が安心できる在宅生活を送るために制度化された基本的なサービスや、区独自のサービス、施設整備などの取組み

【これまでの取り組み】

世田谷区では、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など多様な対象に対し、ニーズに応じた福祉サービスを展開してきた。

高齢者には介護保険制度に基づく居宅・施設サービスや区独自の在宅生活支援を提供。障害者には自立支援給付や地域生活支援事業、障害児通所支援、ホームヘルパー派遣などを実施。子育て家庭には「世田谷版ネウボラ」による切れ目ない支援、児童館を中核とした相談・見守りネットワーク、おでかけひろばや産後ケア事業を推進。生活困窮者には「ぷらっとホーム世田谷」を設置し、自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援などを行い、就労や生活再建を支援している。さらに、医療的ケア児支援、発達障害児への療育、保育施設整備、児童館の充実、精神障害者への訪問支援など、分野ごとの施策を推進してきた。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 2 福祉サービス】

2 福祉サービス

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等が安心できる在宅生活を送るために制度化された基本的なサービスや、区独自のサービス、施設整備などの取組み

福祉サービス	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	介護や看護が必要な高齢者の在宅生活を支援するサービスの整備	①（看護）小規模多機能型居宅介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	48
2	医療的ケア児（者）への支援（サービス・施設整備）	①基金活用による支援事業 ②医療的ケア児の施設の整備・充実	49
3	発達障害児（者）への支援	①乳幼児期の発達支援 ②関係機関、障害児通所施設の支援（スキルアップ）	50
4	保育の充実	①保育施設の整備 ②多様な保育の充実	51
5	児童館の整備・充実	児童館の整備・充実	53
6	高次脳機能障害者支援の充実	梅ヶ丘拠点における相談支援と訓練が連動した支援の充実及び関係機関との連携体制の強化	54
7	障害者が地域で安心して暮らし続けられる取り組み 地域生活支援拠点等整備	地域生活支援拠点等を構成する5機能（「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）の整備	55
8	精神障害者等の地域における支援	精神障害者等支援連絡協議会の開催	56
9	未治療・治療中断等の精神障害者に対する支援	多職種チームによる訪問支援事業	57
10	精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業	①退院に向けた生活イメージづくり、意思決定支援等 ②ピアサポーターによる訪問支援	59
11	生活困窮者自立相談支援センター事業	①自立相談支援事業 ②受験生チャレンジ支援貸付事業	60
12	判断能力に不安のある方への権利擁護支援	①成年後見制度の利用促進 ②成年後見制度利用前の支援（あんしん事業）	61
13	発達障害理解促進のための情報発信・啓発活動	発達障害理解促進のための情報発信・啓発活動	62
14	妊娠期からの切れ目のない子育て支援（世田谷版ネウボラ）	身近なところで人や支援につながる環境づくり	63
15	地区の子どもの見守り等のネットワーク強化	児童館地域懇談会等の実施	64
16	子育て支援における地域資源開発の推進	子育て関係団体ネットワーク会議	65

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

9
2-1

(1) 事業、政策名

介護や看護が必要な高齢者の在宅生活を支援するサービス拠点の整備

(2) 具体的な取組み名

①（看護）小規模多機能型居宅介護

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

(3) 取組み内容

可能な限り住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進める。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
（看護）小規模多機能型居宅介護の新規開設	箇所	1	0	2	4	2	0	0	2	3	2	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規開設	箇所	2	0	1	2	0	2	0	1	0	1	0

※小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換は、新規開設数に含めず。

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

10
2-2

(1) 事業、政策名

医療的ケア児（者）への支援（サービス・施設整備）

(2) 具体的な取組み名

①基金活用による支援事業 ②医療的ケア児の施設の整備・充実

(3) 取組み内容

医療的ケアを必要としている人や家族の生活を豊かなものにするため、基金を活用した様々な支援事業を実施したり、災害時に在宅避難を継続するためのポータブル電源の配布を行っている。また、令和5年に定めた「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」や「障害者施設整備等に係る基本方針」の必要所要量の更新に基づき、医療的ケア児者の発達・発育や学びを支える施設の整備・充実に取り組んでいる。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
基金活用による支援事業	事業者	—	—	—	—	—	—	2	3	2	5	2
医療的ケア児の施設の整備・充実	施設	—	—	—	—	—	—	—	13	14	14	13

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

11
2-3

（1）事業、政策名
発達障害児（者）への支援

（2）具体的な取組み名
①乳幼児期の発達支援 ②関係機関、障害児通所施設の支援（スキルアップ）

（3）取組み内容
発達障害相談・療育センター「げんき」及びうめとぴあ（保健センター乳幼児育成相談係・児童支援事業所「ぷらみんぽーと」）は、乳幼児期の発達支援における中核的拠点として、専門的な相談・アセスメント及びフィードバック、保育園・幼稚園等の関係機関支援、民間の障害児通所施設への支援（スキルアップ）等に取り組んでいる。

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

12
2-4(1) 事業、政策名
保育の充実

(2) 具体的な取組み名

①保育施設の整備 ②多様な保育の充実

(3) 取組み内容

保育待機児童解消に向け、保育の質と量の両輪を重視した保育施設の整備に取り組む。あわせて、子どもの育ちを支えるため、多様な保育（延長保育、休日保育、年末保育、一時預かり、病児・病後児保育等）の充実に取り組む。

また、令和6年度に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」に基づき、保育の質の向上に取り組む。

(4) 実績

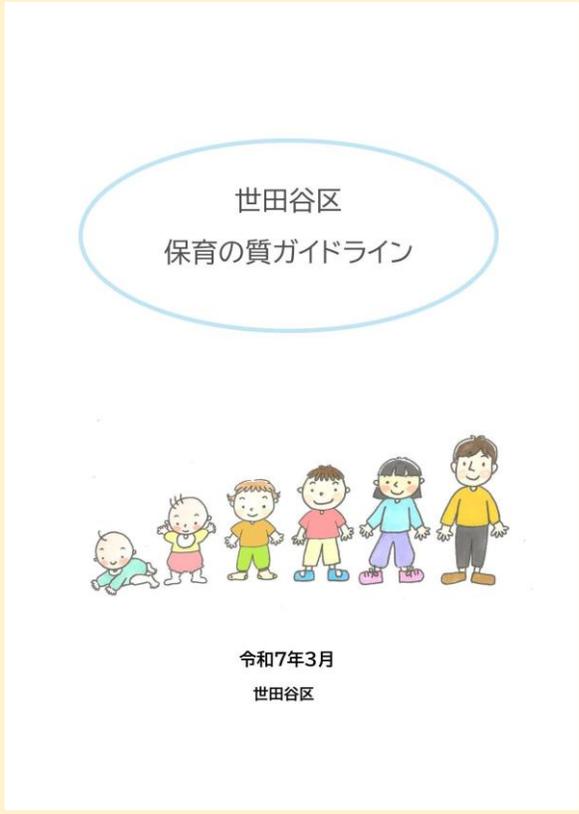
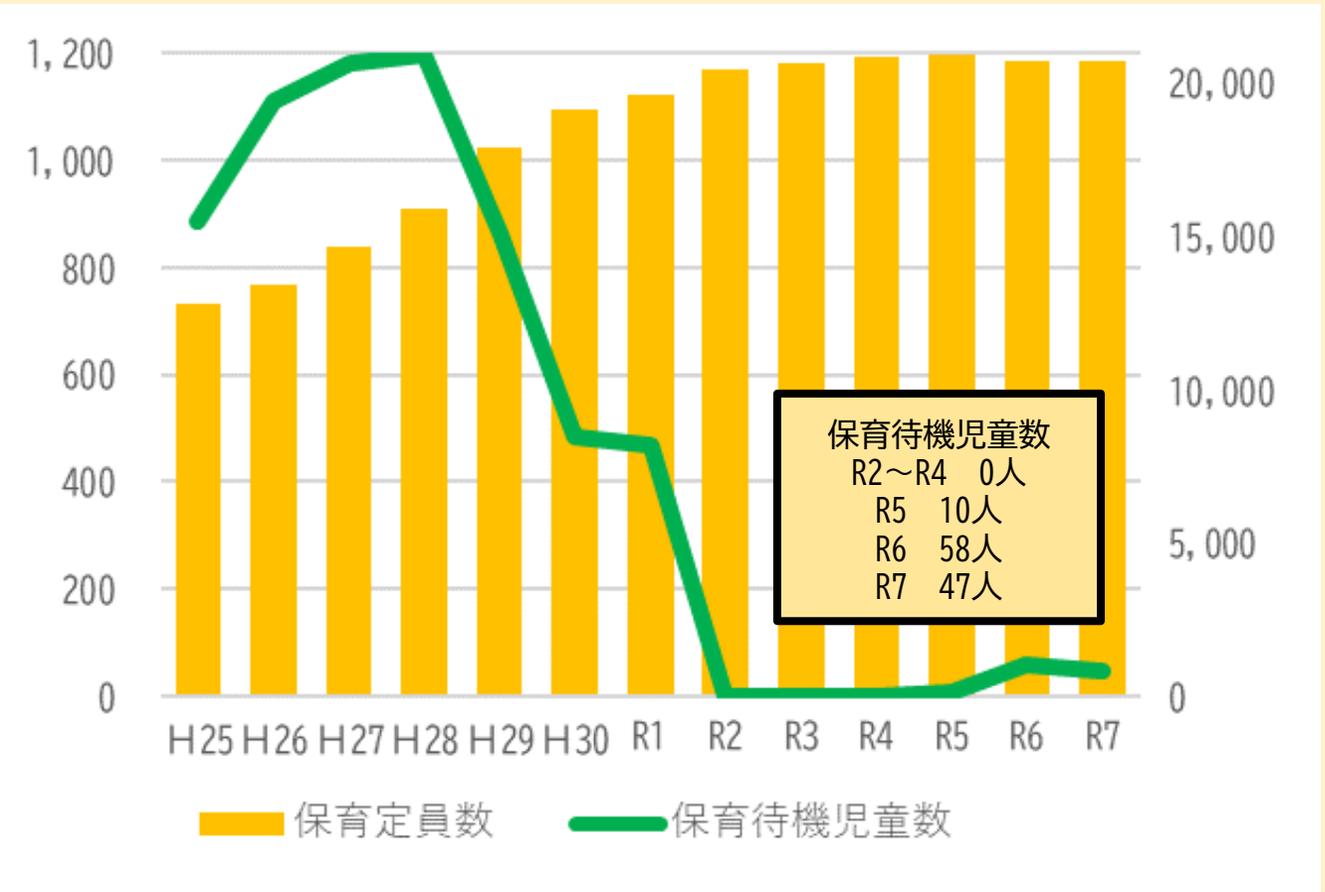
取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
保育の定員数	人	13,454	14,675	15,934	17,893	19,168	19,660	20,462	20,673	20,852	20,923	20,740

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

12
2-4

(5) 参考資料



要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

14
2-6

- (1) 事業、政策名
高次脳機能障害者支援の充実

- (2) 具体的な取組み名
梅ヶ丘拠点における相談支援と訓練が連動した支援の充実及び関係機関との連携体制の強化

- (3) 取組み内容
専門職を配置する「世田谷区保健センター」による相談支援と「東京リハビリテーションセンター世田谷」が実施する訓練が連動した支援体制の再構築を図るとともに、事例検討会や施設連絡会の実施を通じ、関係機関の高次脳機能障害に関する課題認識を共有しながら連携の基盤づくりを行う。

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取り組み

15
2-7

(1) 事業、政策名

障害者が地域で安心して暮らし続けられる取り組み地域生活支援拠点等整備

(2) 具体的な取り組み名

地域生活支援拠点等を構成する5機能（「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）の整備

(3) 取り組み内容

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援をさらに推進する観点から実施する地域生活支援拠点等の整備事業について、拠点等を構成する5機能の整備を行った。今後も各機能の強化を行いながら、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みを進める。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
地域生活支援拠点等を構成する5機能の整備（地域生活支援拠点登録事業所 新規登録数）	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	6

※令和4年10月から事業開始

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

16
2-8

(1) 事業、政策名

精神障害者等の地域における支援

(2) 具体的な取組み名

精神障害者等支援連絡協議会の開催

(3) 取組み内容

精神障害者等が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整及び情報交換を目的とする精神障害者等支援連絡協議会を開催。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
開催回数	回	-	-	-	-	-		1	1	1	2	1

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

17
2-9

(1) 事業、政策名

未治療・治療中断等の精神障害者に対する支援

(2) 具体的な取組み名

多職種チームによる訪問支援事業

(3) 取組み内容

保健師・精神保健福祉士・医師等で構成する「多職種チーム」が、保健福祉センターの地区担当保健師と連携を図りながら、未治療・治療中断、介入が困難な精神障害者へのアウトリーチ支援、措置入院者に対する退院後計画の作成と支援、区長同意による医療保護入院者に対する訪問支援等を行う。

(4) 実績

①アウトリーチ訪問支援

(単位：人)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
訪問支援人数（実数）	35	65	75	88	95

(単位：回)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
訪問支援回数(延数)	310	392	419	367	636

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

17
2-9

(4) 実績

②措置入院者の退院後支援計画

(単位：人)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
問い合わせ件数 ※1	23	16	23	62	91
計画作成人数（実数）	9	5	9	20	22

※1 区から措置入院者を把握するために入院先医療機関へ問い合わせした件数

(単位：回)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
訪問支援回数（延数）	56	66	83	99	326

※2 R5年度までは退院後支援計画を策定した対象者への訪問支援回数のみを計上していたが、R6年度より計画策定以外の支援を行った措置入院者への支援回数も計上している。

③区長同意入院者への訪問支援

(単位：人)

取組み名	R6年
訪問支援人数（実数）	29

(単位：回)

取組み名	R6年
訪問支援回数（延数）	90

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

18
2-10

(1) 事業、政策名

精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業

(2) 具体的な取組み名

①退院に向けた生活イメージづくり、意思決定支援等②ピアサポーターによる訪問支援

(3) 取組み内容

精神科病院に長期入院している区民に対し、退院に向けた生活イメージづくり、意思決定支援等を行うとともに、ピアサポーターによる動機付け支援を行う等、本人の希望する生活の実現に向けた支援と権利擁護に取り組む。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
連携精神科病院数（累計）	病院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	22
長期入院者に対する支援数	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	292	306

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

19
2-11

(1) 事業、政策名
生活困窮者自立相談支援センター事業

- (2) 具体的な取組み名
- ① 自立相談支援事業
 - ② 受験生チャレンジ支援貸付事業

(3) 取組み内容
生活全般にわたる困りごとの相談窓口。就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性等など生活困窮に至る背景事情を踏まえ、必要な支援・サービスの情報提供や、一人ひとりの状況に自立に向けた支援プランの作成を踏まえた各種支援（家計改善・就労準備等）を行う。

(4) 実績
② 受験生チャレンジ支援貸付事業

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
相談件数	件	2,417	3,066	2,876	3,182	3,287	3,235	3,177	4,059	4,438	4,217	4,626
貸付決定件数	件	375	479	443	375	379	352	394	362	538	585	567

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

20
2-12

（1）事業、政策名

判断能力に不安のある方への権利擁護支援

（2）具体的な取組み名

①成年後見制度の利用促進 ②成年後見制度利用前の支援（あんしん事業）

（3）取組み内容

- ①認知症や障害などで判断能力が十分でなく、自分自身で法律行為を行うことが難しい方が、家庭裁判所に選任された援助者（成年後見人・保佐人・補助人）による法的支援を受けられるよう、成年後見制度を利用につなげるための相談支援、人材育成、普及啓発等を実施する。
- ②認知症や障害などにより生活に不安がある方、一人で福祉サービスの利用手続きを行うことが困難な方に対し、社会福祉協議会の職員が福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かりを行う。※「あんしん事業」は、社会福祉協議会の事業。

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

22
2-14

（1）事業、政策名

発達障害理解促進のための情報発信・啓発活動

（2）具体的な取組み名

発達障害理解促進のための情報発信・啓発活動

（3）取組み内容

発達障害相談・療育センター「げんき」では、広報誌やリーフレットの発行などによる発達障害に関する情報発信や、幅広く区民を対象とした講演会を行い、発達障害の理解促進に取り組んでいる。また、保育園・幼稚園（保護者含む）等への出前講座や学校への講師派遣等も行っている。

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

23
2-15

(1) 事業、政策名

妊娠期からの切れ目のない子育て支援（世田谷版ネウボラ）

(2) 具体的な取組み名

身近なところで人や支援につながる環境づくり

(3) 取組み内容

身近なところで人や支援につながる場であるおでかけひろばの整備や、ネウボラ・チームの連携による伴走型支援、人や支援につながるための仕組みの充実により、地域で心地よく子育てができるよう、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える環境づくりを行う。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
おでかけひろばの整備数	か所	17	20	26	30	35	41	45	46	46	45	47

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

24
2-16

(1) 事業、政策名

地区の子どもの見守り等のネットワーク強化

(2) 具体的な取組み名

児童館地域懇談会等の実施

(3) 取組み内容

多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を実施し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進する。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
児童館事業に協力した大人の人数	人	—	—	—	—	11,144	11,363	2,489	3,343	6,443	7,343	6,884
児童館地域懇談会の実施回数	回	—	—	—	—	67	62	10	24	66	71	72

要素【No.2 福祉サービス】

これまでの取組み

25
2-17

(1) 事業、政策名

子育て支援における地域資源開発の推進

(2) 具体的な取組み名

子育て関係団体ネットワーク会議

(3) 取組み内容

児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者による子育て関係団体ネットワーク会議を各児童館において実施し、子育て支援に必要な地域資源の開発や活動団体間の連携に向けたコーディネート等に取り組む。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
児童館と連携している子育て関係団体の数（累計）	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	311	356
子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数	回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104	101

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 2 福祉サービス】

課題と今後の方向性

【課題】

分野別サービスは充実してきたが、制度の狭間や複雑化した課題への対応が不十分であり、施設整備の遅れ、人材不足、相談件数増加、保育需要への柔軟な対応など、各分野で体制強化が必要である。

【今後の方向性】

各分野の福祉サービスを計画的に充実させるとともに、制度の狭間や複合課題に対応できる包括的な支援体制を整備する。高齢者施設や医療的ケア児支援、保育定員確保、児童館整備を推進し、地域ネットワークを強化する。精神障害者や生活困窮者への切れ目ない支援を確保し、地域全体で支え合う仕組みを構築することで、誰もが安心して暮らせる環境を整える。

第1節 国基準の5つの要素

3 予防・健康づくり

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 3 予防・健康づくり】

【視点】

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居場所と出番の創出がなされている
取組み、心身の健康づくりがなされている取組み

【これまでの取り組み】

世田谷区では、誰でも、楽しく、簡単に、何かひとつ健康に良いことを生活の中に加えてみようという健康づくり運動「健康せたがやプラス1」を展開し、ウォーキングマップの配布や食育事業などを通じて、区民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう働きかけを進めてきた。

健診受診や生活習慣改善を促すインセンティブ事業を実施し、高齢者向けには「通いの場」や地域デイサービスの充実を図り、介護予防活動を支援してきた。他、妊娠期から就学前まで切れ目ない子育て支援を行うネウボラ事業、がん患者や家族への相談体制整備、認知症本人参画型の地域活動、こころの健康づくりや自殺対策の推進など、ライフステージに応じた包括的な取組みを進めている。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No.3 予防・健康づくり】

3 予防・健康づくり

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居場所と出番の創出がなされている
取組み、心身の健康づくりがなされている取組み

予防・健康づくり	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	健康せたがやプラス1の取組み	①ウォーキングマップの配布 ②望ましい食生活の習得に向けた食育事業の実施	70
2	健康管理のための健診	国民健康保険健康ポイント事業	72
3	「通いの場」の充実	①自主活動団体に対する補助事業 ②運動指導員の派遣	73
4	「地域デイサービス」の充実	運営に関心のある方に研修の実施や団体立ち上げ支援	74
5	がん患者や家族等への支援の充実	がん相談	75
6	妊娠期からの切れ目のない子育て支援（世田谷版 ネウボラ）	予防・健康づくりの事業	76
7	地域とのつながりの創出	アクションチームによるアクションの展開	77
8	こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進	①当事者・家族を中心に捉えた相談支援 ②こころの不調や精神疾患についての普及啓発・人材育成	79

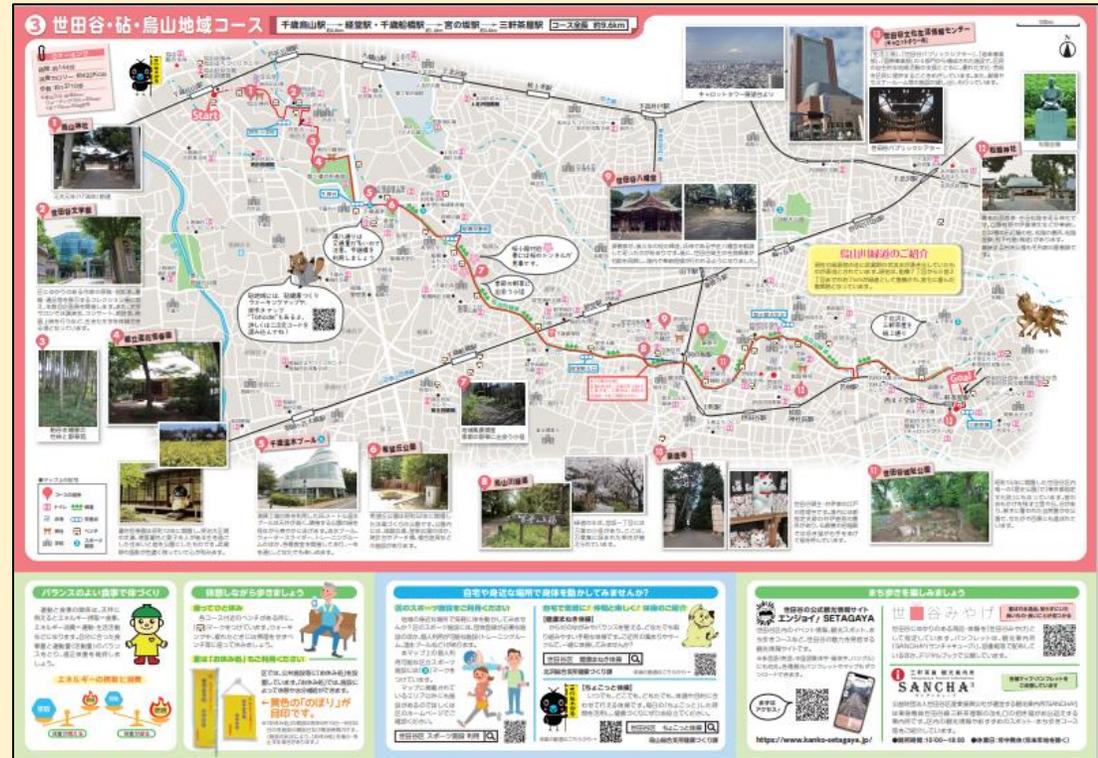
要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取組み

26
3-1

(5) 参考資料

世田谷区ウォーキングマップ
(令和6年10月改訂版)



要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取組み

27
3-2

(1) 事業、政策名

健康管理のための健診

(2) 具体的な取組み名

国民健康保険健康ポイント事業

(3) 取組み内容

国民健康保険被保険者で健康に関心な層に、予防・健康づくりに取り組んでもらうため、健診の受診やウォーキング等を行うことでせたがやPayのポイントが抽選で当たるインセンティブ事業を実施した。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
参加者	人	-	-	-	-	-	-	-	-	55	62	52
生活習慣が改善した人の割合	%	-	-	-	-	-	-	-	-	69	84	86

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取組み

28
3-3

(1) 事業、政策名

「通いの場」の充実

(2) 具体的な取組み名

①自主活動団体に対する補助事業

②運動指導員の派遣

(3) 取組み内容

介護予防に取り組む「通いの場」を充実させるため、介護予防に取り組む自主活動団体に対する補助事業、運動指導員の派遣等を行う。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
介護予防・健康づくり自主活動団体数	団体	-	-	-	209	184	144	107	162	151	141	148

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取組み

29
3-4

- (1) 事業、政策名
「地域デイサービス」の充実
- (2) 具体的な取組み名
運営に関心のある方に研修の実施や団体立ち上げ支援
- (3) 取組み内容
サービスの担い手確保のため運営に関心のある方に研修の実施や団体立ち上げ支援を行うとともにサービスに参入しやすい環境づくりを進める。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
地域デイサービス団体数	団体	-	-	13	13	15	19	19	19	18	21	25

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取組み

30
3-5

- (1) 事業、政策名
がん患者や家族等への支援の充実
- (2) 具体的な取組み名
がん相談
- (3) 取組み内容
がん患者・経験者やその家族等の不安を和らげ、地域で自分らしい暮らしを続けることができるような取組みを広げていく。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
一次相談（R2年度より実施）	件							34	34	52	59	61
対面相談	件	21	20	13	21	16	19	16	28	21	31	18
電話相談（H27年度より実施）	件		17	27	22	15	23	46	47	31	56	67
就労相談（H29年度より実施）	件				3	4	8	5	4	11	9	7

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取り組み

31
3-6

(1) 事業、政策名

妊娠期からの切れ目のない子育て支援（世田谷版ネウボラ）

(2) 具体的な取り組み名

予防・健康づくりの事業

(3) 取り組み内容

身近なところで人や支援につながる場であるおでかけひろばの整備や、ネウボラ・チームの連携による伴走型支援、人や支援につながるための仕組みの充実により、地域で心地よく子育てができるよう、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える環境づくりを行う。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
母子保健コーディネーター数	人	-	-	10	17	18	18	19	19	19	24	24
妊娠期面接実施件数	件	-	-	5,078	7,213	7,062	6,581	7,688	5,726	6,680	6,920	6,979

平成28年7月より世田谷版ネウボラを開始

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取組み

32
3-7

(1) 事業、政策名

地域とのつながりの創出

(2) 具体的な取組み名

アクションチームによるアクションの展開

(3) 取組み内容

認知症になってからも、自分らしく希望を持って暮らすために必要な「地域とのつながり」の創出に向け、あんしんすこやかセンターを中心にまちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館で連携し、認知症の本人の意向を、認知症の本人と認知症でない方をはじめ地域の関係機関や事業者と一緒に実現していく地域住民の集まり「アクションチーム」による活動「アクション」を各地区で展開している。

(4) 実績

行動量（アウトプット）

取組み名	令和6年度
アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)受講者数	3001人

成果指標（アウトカム）

取組み名	令和6年度
認知症の本人が参画したアクションチームの結成地区数	26地区

行動量（アウトプット）

取組み名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各地区におけるアクションチームの結成に向けた企画会議実施回数	—	120回	319回

成果指標（アウトカム）

取組み名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域づくりについて話し合うアクションチームの実施地区数	3地区で始動	25地区	28地区

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取り組み

32
3-7

(5) 参考資料

アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

認知症の本人の声を聴き、認知症のイメージを転換しながら自分事として地域の中で、認知症になっても自分らしく暮らしていくために何が必要かを話し合い、実践（アクション）につなげていく講座

アクション講座受講者の認知症のイメージの変化

【講座前】

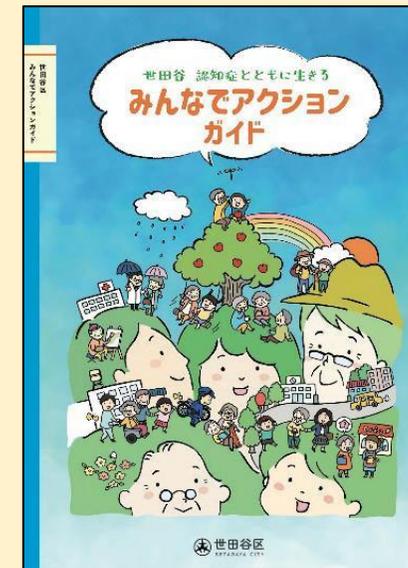
「もの忘れが激しい」
「外を徘徊する」
「自分で行動できない」 など



【講座後】

「認知症でも笑顔で暮らすことができる」
「誰もがなりうる 自分事でもある」
「認知症になってもできることがある」 など

認知症の方もともに参加・参画する
アクションチームにつなげていく



アクションガイド
をご覧になりたい
方はこちら!

要素【No.3 予防・健康づくり】

これまでの取り組み

33
3-8

(1) 事業、政策名

こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進

(2) 具体的な取り組み名

①当事者・家族を中心に捉えた相談支援

②こころの不調や精神疾患についての普及啓発・人材育成

(3) 取り組み内容

区民が自らのこころの不調や精神疾患について理解し、ストレス対処や早期に相談するなど適切に行動できるとともに、身近な人のこころの不調に気がつき、声かけや適切な相談・支援へのつなぎを行うことができるよう取り組む。

(4) 実績

①当事者・家族を中心に捉えた相談支援

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
こころの健康相談（一般、子ども・思春期、依存症）	件	434	528	458	536	468	458	428	407	426	359	368
保健師による相談支援（訪問・面接・電話）	件	15,753	19,477	15,839	20,046	18,857	18,097	18,340	20,354	24,896	18,331	16,527
夜間・休日等こころの電話相談	件	1,960	2,156	1,944	1,879	2,007	1,729	2,522	2,521	3,331	5,177	5,254

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 3 予防・健康づくり】

課題と今後の方向性

【課題】

健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多くいる一方で、健康に関する意識があっても実践につながらない人や健康無関心層の存在、介護予防や地域活動の担い手不足などが課題である。

【今後の方向性】

今後は、健康無関心層を含め、幅広い世代の区民が、正しい知識を持ち、健康の保持・増進につながる行動を自ら実践し、継続して取り組むための支援を推進していく。健診やインセンティブ事業の周知を強化する。介護予防では「通いの場」やオンライン講座を活用し、外出習慣化を促す。地域デイサービスや認知症施策は担い手育成と持続可能な仕組みづくりを進める。ネウボラ事業では伴走型支援を徹底し、がん相談やこころの健康づくりでは相談体制と人材育成を強化する。これらを通じ、地域包括ケアの推進と安心して暮らせる地域づくりを目指す。

第1節 国基準の5つの要素

4 住まい

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第1節 国基準の5つの要素

要素【No.4 住まい】

【視点】

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の**居住の場の確保**がなされている取組み、**地域で暮らし続けるための施設整備**などの取組み

【これまでの取り組み】

住まいサポートセンターを通じて民間賃貸住宅への入居支援を行い、居住支援協議会を設立して関係機関と連携を強化してきた。ひとり親世帯への家賃低廉化補助事業を推進し、区営住宅の供給により住宅セーフティネットを構築している。

また、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームの整備を進め、介護と住まいの一体的提供を実現している。障害者グループホームについても、重度障害者向け施設整備を推進し、地域移行を支援している。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No.4 住まい】

4 住まい

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居住の場の確保がなされている取組み、地域で暮らし続けるための施設整備などの取組み

住まい	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	区営住宅等の管理・整備	区営住宅等の供給による住宅セーフティネットの構築	85
2	高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者への入居支援	住まいサポートセンターによる民間賃貸住宅への円滑な入居促進と居住支援協議会の運営	87
3	ひとり親世帯の居住の安定	ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の実施	89
4	支援や介護が必要な高齢者向けの住まいの整備	特別養護老人ホーム（地域密着型含む。）、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームの整備	91
5	障害者グループホームの整備	障害者グループホームの整備	92

要素【No.4 住まい】

これまでの取組み

34
4-1

- (1) 事業、政策名
区営住宅等の管理・整備
- (2) 具体的な取組み名
区営住宅等の供給による住宅セーフティネットの構築
・ 区営住宅等の供給
・ 区営住宅等の居住者管理
・ 区営住宅等の建物整備
- (3) 取組み内容
区営住宅等を管理・運営し、適切な水準の住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者の居住を支援するため、住宅セーフティネットの中核となる区営住宅等を供給する。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
管理戸数	戸	1,571	1,562	1,562	1,562	1,562	1,581	1,606	1,595	1,595	1,595	1,595
年間供給戸数（募集戸数）	戸	100	76	76	54	73	89	95	85	66	67	54

要素【No.4 住まい】

これまでの取り組み

34
4-1

（5）参考資料

①区営豪徳寺アパートの整備

区営豪徳寺アパートは、東京都の都営住宅特別区移管事業により区への移管を受入れ、併設施設である区立豪徳寺保育園も含めて、区営住宅と区立保育園の複合施設として建替えられた。

建替えにあたっては、以下の施設整備の考え方を基に、設計・工事が行われた。

①施設の複合化

- ・ 保育園と区営住宅を併設させ、建物配置については保育園の園庭を最大限確保した。

②ユニバーサルデザインに基づいた施設

- ・ 世田谷区ユニバーサルデザイン*推進条例に基づいた、高齢者・障害者向けに配慮した施設とした。
- ・ 車椅子に対応した住宅・高齢者に対応した住宅はもとより、ファミリー向け住宅も含め、ユニバーサルデザインを取り入れ誰でも使いやすい施設とした。

③環境への配慮を意識した施設

- ・ 建物の長寿命化、省エネルギーの促進、緑化の促進を盛り込み、環境共生住宅の考え方を意識した施設とした。（太陽光発電や壁面緑化、屋上緑化を取入れた）

④街づくりや地域への配慮

- ・ 広場へのベンチや太陽光時計の設置や、災害時への配慮として井戸、防火水槽、マンホールトイレが設置されている。



要素【No.4 住まい】

これまでの取り組み

35
4-2

(1) 事業、政策名

高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者への入居支援

(2) 具体的な取り組み名

住まいサポートセンターによる民間賃貸住宅への円滑な入居促進と居住支援協議会の運営

(3) 取り組み内容

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、区と協定を結んだ不動産団体の協力の下、住まいサポートセンターで民間賃貸住宅の空き室情報を提供する「お部屋探しサポート」を実施してきた。
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、庁内の住宅部門と福祉部門、不動産関係団体、居住支援法人等が幅広く連携・協働する「世田谷区居住支援協議会」を運営してきた。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
お部屋探しサポート利用者数	件	232	259	260	254	356	346	279	261	291	263	277
お部屋探しサポート物件情報提供者数	件	157	147	147	126	175	155	106	126	136	118	98

要素【No.4 住まい】

これまでの取り組み

35
4-2

（5）参考資料

①お部屋探しサポート

区内不動産店団体の協力により民間賃貸住宅の空き室の情報を提供する「お部屋探しサポート」において、高齢者、障害者、ひとり親世帯、外国人の方のいる世帯、LGBTQの方、ぷらっとホーム世田谷利用世帯を対象に、住まい探しの支援を行ってきた。



お部屋探しサポートの事業案内

②世田谷区居住支援協議会

世田谷区居住支援協議会は平成29(2017)年3月に設立され、区（住宅所管・福祉所管等）、不動産関係団体、社会福祉法人、NPO法人、居住支援法人等で構成されており、関係者間で情報共有や協議をしながら、お部屋探しサポート事業の実績や課題の共有・検討、民間賃貸住宅の賃貸人や管理業者などを対象としたセミナーの実施等、様々な活動を行ってきた。



居住支援協議会発行の事業案内

要素【No.4 住まい】

これまでの取り組み

36
4-3

(1) 事業、政策名

ひとり親世帯の居住の安定

(2) 具体的な取り組み名

ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の実施

(3) 取り組み内容

18歳未満の子どもを養育する低額所得のひとり親世帯を対象とした家賃低廉化補助事業を実施するとともに、事業に協力した賃貸人に対する協力金制度等により補助対象住宅の拡充を図り、ひとり親世帯の居住の安定を推進した。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
補助対象住宅の新規登録件数	件	—	—	—	—	5	1	0	4	12	6	5
補助対象住宅の入居件数（累計）	件	—	—	—	—	2	3	3	5	10	17	23

要素【No.4 住まい】

これまでの取組み

36
4-3

（5）参考資料

①ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

国の住宅セーフティネット制度を活用した「ひとり親世帯家賃低廉化補助事業」の普及を図るため、賃貸住宅のオーナーや不動産店、関係団体等への普及啓発を進めるとともに、賃貸人（家主等）への助成を拡充することにより対象住戸を増やし、ひとり親世帯の居住の安定を推進してきた。

世田谷区
令和7年4月版

世田谷区ひとり親世帯 家賃低廉化補助事業のご案内

～区内でお引越しをお考えのひとり親世帯の皆様へ～

家賃低廉化補助事業とは？

18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯の方が、区内にある本制度の対象住宅（裏面参照）に転居される場合に、区が賃貸人（家主等）へ家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が

最大4万円（最長10年間）減額となります。

＜例＞月額家賃10万円（共益費等除く）で、補助額が4万円の場合

●補助額や期間は、家賃や所得によって異なります。
 ●入居日が、月の2日以降の場合は、翌月からの補助となります。
 ●共益費、仲介手数料、敷金（家賃3ヶ月以内の額）、礼金、更新料、更新手数料、家賃債務保証の保証料（家賃債務保証会社を利用する場合）、保険料等その他の経費は、通常の民間賃貸住宅と同様に発生します。

注意事項

- 現在入居している住宅に継続して入居する場合は、本制度の対象にはなりません。
- 入居者の募集・決定は、不動産店等が行います。通常の民間賃貸住宅と同様に、家賃債務保証会社による審査（保証会社を利用される場合）等があります。
- 賃貸借契約上の家賃額は、通常（減額前）の家賃額です。
- 家賃減額が適用されるには、住宅の賃貸人（家主等）から区への申請が必要です。毎年度、賃貸人（家主等）から区への申請に基づいて適用が更新されます。

ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の事業案内

要素【No.4 住まい】

これまでの取り組み

37
4-4

- (1) 事業、政策名
支援や介護が必要な高齢者向けの住まいの整備
- (2) 具体的な取り組み名
特別養護老人ホーム（地域密着型含む。）、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームの整備
- (3) 取り組み内容
重度の要介護高齢者の生活の場である特別養護老人ホーム（地域密着型含む。）、生活の基盤である「住まい」と「介護」が一体的に提供される認知症高齢者グループホーム、「住まい」と「生活支援」が一体的に提供される都市型軽費老人ホームの整備を進める。
- (4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
特別養護老人ホームの新規開設数	箇所	1	0	0	3	2	4	0	0	1	1	0
認知症高齢者グループホームの新規開設数	箇所	4	2	3	0	2	0	0	0	4	1	0
都市型軽費老人ホームの新規開設数	箇所	2	1	1	2	2	0	0	1	0	0	0

要素【No.4 住まい】

これまでの取り組み

38
4-5

(1) 事業、政策名

障害者グループホームの整備

(2) 具体的な取り組み名

障害者グループホームの整備

(3) 取り組み内容

障害者の重度化・高齢化や、いわゆる親亡き後を見据え、地域における住まいの場を確保するため、令和2年度に策定し、令和5年度に更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」に基づき、グループホーム整備を推進した。特に、障害者支援施設梅ヶ丘等の入所施設からの地域移行先ともなる重度障害者向けのグループホーム整備に向けて、公有地等を活用した施設整備や重度障害者を受け入れる施設への運営費補助等の支援に取り組んだ。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
障害者グループホームの新規整備数	箇所	5	3	0	6	3	7	8	6	8	10	7
障害者グループホームの新規定員確保数	人	33	28	0	31	26	48	30	26	35	48	33

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 4 住まい】

課題と今後の方向性

【課題】

多様な属性に応じた居住支援の充実、賃貸人の理解促進、土地確保や建設費高騰、介護・福祉人材不足が課題。

【今後の方向性】

居住支援協議会を中心に連携を強化し、困難を抱える人を適切に支援する。転居後の孤立防止や賃貸人の不安軽減に努めるとともに、区営住宅や高齢者・障害者向け施設の整備を推進する。公有地活用や事業者支援策を検討し、介護・福祉人材確保に向けた施策を強化する。

第1節 国基準の5つの要素

5 生活支援

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 5 生活支援】

【視点】

公的サービス以外の地域活動・資源の活用がなされている取組み

【これまでの取組み】

見守りコーディネーターや民生委員、高齢者安心コール、見守りステッカー、高齢者見守り協定、地区高齢者見守りネットワークなど多層的な見守り施策を展開し、地域での孤立防止と早期支援につなげてきた。また、社協地区担当職員による協議の場づくりや活動団体のネットワーク化支援を通じて、分野横断・多主体連携の支援体制を整備している。

他にも社会福祉協議会によるふれあいサービスやファミリー・サポート・センター事業では住民同士のたすけあいによる日常生活支援と子育て支援を推進している。加えて地区サポーター活動、地域支えあい活動、買物支援、居場所づくり、住民同士の支え合いを基盤とした日常生活支援、子どもの居場所フロアターを中核とした、身近な地域・地区の子どもの居場所間の連携強化に取り組んでいる。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 5 生活支援】

5 生活支援 公的サービス以外の地域活動・資源の活用がなされている取組み

生活支援	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	見守り施策の推進	あんしん見守り事業	97
2		民生委員ふれあい訪問	98
3		高齢者安心コール	99
4		高齢者見守りステッカー	100
5		高齢者見守り協定の締結	101
6		地区高齢者見守りネットワーク	102
7		せたがや一人歩きSOSネットワーク事業	103
8	地域生活課題の解決に向けた支援体制づくり	地区課題の共有や取組みを推進する「協議の場」づくり	104
9	社会福祉協議会による地域生活支援	社会福祉協議会によるふれあいサービス	105
10	地域住民の支えあいによる子育て支援	ファミリー・サポート・センター事業	106
11	子どもの居場所間の連携強化	子どもの居場所フローター事業	107
12	ボランティアとの連携	社会福祉協議会による地区サポーター、その他ボランティア活動の支援	109
13	地域住民主体の交流促進活動	社会福祉協議会による地域支えあい活動への支援	110
14	地域生活課題の解決に向けた活動	買物支援（移動販売による取組み含む）	111
15		居場所づくり	
16		住民同士の支え合いを基盤とした日常生活支援	

要素【No.5 生活支援】

これまでの取り組み

- (1) 事業、政策名
見守り施策の推進
- (2) 具体的な取り組み名
あんしん見守り事業
- (3) 取り組み内容
地域の中で社会的孤立のおそれのある高齢者や見守りを希望する高齢者等に対し、あんしんすこやかセンターに配置された「見守りコーディネーター」が中心となり、相談・支援を行っている。

39
5-1

参考資料

あんしん見守り事業のご案内チラシ

世田谷区あんしん見守り事業のご案内

あんしんすこやかセンター（※1）（地域包括支援センター）では、見守りコーディネーター（※2）が中心となり、見守りが必要な高齢者への支援を行います。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、不安なお気軽にご相談ください。ご家族等からのご相談もお受けします。



あんしん見守り事業の流れ

お住まいの地区のあんしんすこやかセンターへ相談

見守りコーディネーター等のあんしんすこやかセンター職員による訪問

支援サービスをコーディネート
ニーズに応じた「見守りメニュー」の紹介などを行います

見守りメニューの例

- あんしんすこやかセンター職員による定期的な訪問
- 見守りボランティアによる定期的な訪問
- 近隣住民・商店等の見守り
- 介護予防事業
- サロン・ミニデイ
- 高齢者安心コール
- 福祉電話訪問
- 介護保険サービス

こんなことがあったら あんしんすこやかセンター にご連絡ください

たとえば…

- 最近なんだか元気がない。具合が悪そう。
- 最近姿を見かけない。
- 身なりの乱れがある（においが気になる、一年中同じ服装、髪がぼさぼさ）。
- 玄関や庭の掃除ができなくなっている。
- ごみ出しができなくなっている。ごみの収集日を間違えるようになった。
- 洗濯物が干しっぱなしになっている。
- 新聞や郵便物がたまっている。
- 電気がつけっぱなしになっている。
- 電話や訪問への応答がない。



あんしんすこやかセンター
（あんしんすこやかセンター
イメージキャラクター）

※1 あんしんすこやかセンターは、世田谷区が28ヶ所に設置している身近な福祉の相談窓口です。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員が相談に応じます。あんしんすこやかセンターの一覧は裏面をご覧ください。

※2 あんしんすこやかセンターの専門職のうち、見守りの業務について中心的に行う相談員です。



要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

40
5-2

(1) 事業、政策名
見守り施策の推進

(2) 具体的な取組み名
民生委員ふれあい訪問

(3) 取組み内容
民生委員が訪問対象者宅を訪問し、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
対象者の状況に合わせて各種保健福祉サービス等を案内し、必要とする支援につなげる。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
民生委員ふれあい訪問者数	人	7,652	10,079	10,792	11,220	10,989	11,876	—	—	10,819	11,249	11,274

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

41
5-3

(1) 事業、政策名
見守り施策の推進

(2) 具体的な取組み名
高齢者安心コール

(3) 取組み内容
ひとり暮らし等の高齢者が、地域で安心して生活を継続することができるように、
24時間365日対応の電話相談、定期的な電話訪問サービス、登録ボランティアによる
訪問援助サービスを行う。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
電話訪問登録者数	人	290	295	325	319	339	317	336	351	394	422	456

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

42
5-4

(1) 事業、政策名
見守り施策の推進

(2) 具体的な取組み名
高齢者見守りステッカー

(3) 取組み内容

認知症により外出後の帰宅が困難になるなどの不安がある高齢者の方に、登録番号と高齢者安心コールの連絡先を記載しているステッカーを配付する。身の回りの物に貼り付けることで、警察等に保護された際、迅速に緊急連絡先に連絡できる。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
年度末登録者数	人	—	—	—	137	249	333	378	392	497	598	729

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

45
5-7

(1) 事業、政策名
見守り施策の推進

(2) 具体的な取組み名
高齢者見守り協定の締結

(3) 取組み内容
事業者との間で「高齢者見守り協定（世田谷区における支援が必要と思われる高齢者に係る情報の提供に関する協定書）」を締結する。協定締結事業者は、その事業活動のなかで「気になる異変」をあんしんすこやかセンター等に連絡する。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
締結事業者数	社	7	10	14	18	20	20	23	27	28	29	31

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

46
5-8

(1) 事業、政策名
見守り施策の推進

(2) 具体的な取組み名
地区高齢者見守りネットワーク

(3) 取組み内容
各地区において地域の活動団体が高齢者の課題について共有し、地区住民に高齢者の異変をいち早くあんしんすこやかセンターに連絡することを啓発し、見守りや必要な支援につなげる。また、参加団体間の連携を深め、地区コミュニティの向上を図る。

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

88
5-16

(1) 事業、政策名
見守り施策の推進

(2) 具体的な取組み名
せたがや一人歩きSOSネットワーク事業

(3) 取組み内容
高齢者(認知症状のある方など)や障害のある方が一人で外出中に道に迷い、行方が分からなくなった場合に、その方の特徴(服装や写真など)を地域の協力者へメール配信し、早期の安全確保を目指す。
メール配信依頼は、24時間365日受付する。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
利用者数	名	—	4	34	50	65	75	86	94	89	76	104
協力者数	名	—	416	495	548	560	585	606	611	576	531	628
メール配信件数	件	—	4	8	6	1	4	4	4	4	9	13

要素【No.5 生活支援】

これまでの取り組み

86
5-15

- (1) 事業、政策名
地域生活課題の解決に向けた支援体制づくり

- (2) 具体的な取り組み名
 - ①地区課題の共有や取組みを推進する「協議の場」づくり
 - ②活動団体のネットワーク化支援

- (3) 取組み内容
 - ①生活支援コーディネーターによる協議体運営等における課題解決の実施。
 - ②各地区の子育て支援関係団体のネットワーク化をはじめ、高齢者や障害者、男性のための居場所づくりに向けたネットワーク化への支援を行っている。

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

43
5-5

（1）事業、政策名
社会福祉協議会による地域生活支援

（2）具体的な取組み名
社会福祉協議会によるふれあいサービス

（3）取組み内容
日常生活に支援が必要な世帯に対し家事支援や外出の支援など、日常生活の困りごとの解決を支援する住民同士のたすけあいの活動。区内在住の高齢者や障害者、産前産後等で日常生活に支障がある方（利用会員）の自宅等に協力会員を派遣し、必要な支援を行う。
サービスを利用するためには会員登録・利用契約が必要。

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

44
5-6

(1) 事業、政策名
地域住民の支えあいによる子育て支援

(2) 具体的な取組み名
ファミリー・サポート・センター事業

(3) 取組み内容
子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と手助けができる方（援助会員）が、身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制の仕組み。社会福祉協議会と連携した地域資源へのアウトリーチ等により、利用を促進することで、子育て家庭が孤立することなく、人や支援につながりながら子育てができる好循環を図る。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
利用件数	件	—	19,757	30,648	34,295	41,726	43,299	11,297	17,756	22,993	25,220	27,015

※事業開始から現在まで、援助会員の安全性を高める取組等により援助内容を見直している

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

47
5-9

- (1) 事業、政策名
子どもの居場所間の連携強化
- (2) 具体的な取組み名
子どもの居場所フローター事業
- (3) 取組み内容
子どもの居場所フローターが中核となり、身近な地域・地区の子どもの居場所間の連携強化に向け、運営における課題共有や意見交換を行うための情報連絡会を定期的実施する。

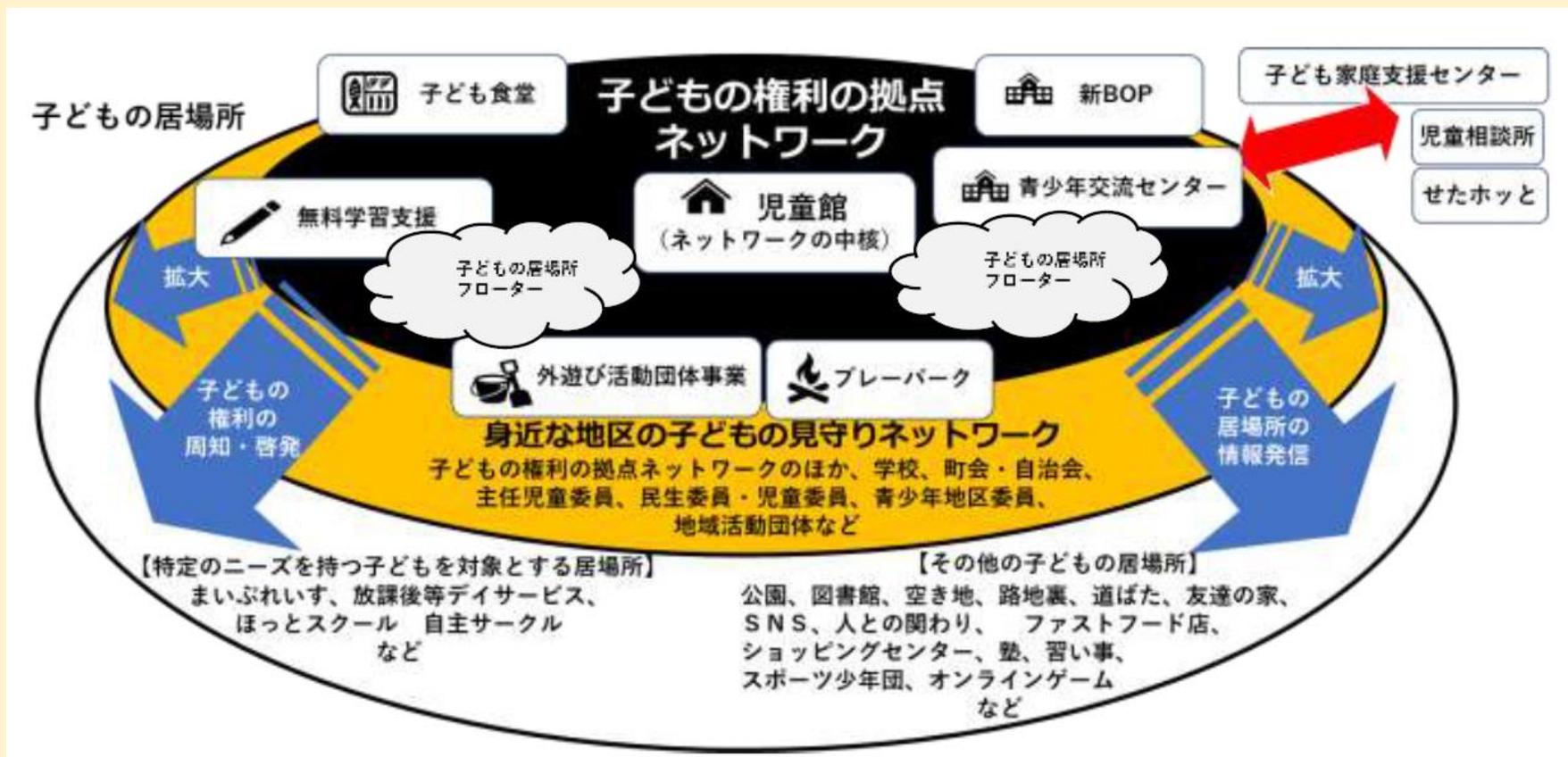
要素【No.5 生活支援】

これまでの取り組み

47
5-9

(5) 参考資料

子どもの居場所フロッターを含めた子どもの権利の拠点づくりイメージ



要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

48
5-10

(1) 事業、政策名

ボランティアとの連携

(2) 具体的な取組み名

社会福祉協議会による地区サポーター、その他ボランティア活動の支援

(3) 取組み内容

身近な地域で、町会・自治会や福祉団体などが行う地域活動や生活課題を抱える方の手伝いをする「地区サポーター（登録ボランティア）」活動の支援。

活動例：地域イベントの運営支援、福祉施設におけるボランティア、学校での福祉学習支援、ちょっとした日常生活支援など。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
地区活動入門講座等の開催数	件	-	-	-	-	5	0	2	7	16	69	87
地区サポーターのマッチング数	件	-	-	154	360	583	784	263	362	629	499	471

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

49
5-11

(1) 事業、政策名
地域住民主体の交流促進活動

(2) 具体的な取組み名
社会福祉協議会による地域支えあい活動への支援

(3) 取組み内容
住民の方々が主体的に取り組む、身近な地域での仲間づくりの活動。社協では、「ふれあい・いきいきサロン」「支えあいミニデイ」「子育てサロン」を地域支えあい活動の中心に据え、事業を実施している。

要素【No.5 生活支援】

これまでの取組み

50、51、52
5-12、13、14

（1）事業、政策名

地域生活課題の解決に向けた活動

（2）具体的な取組み名

- ①買物支援（移動販売による取組み含む）
- ②居場所づくり
- ③住民同士の支え合いを基盤とした日常生活支援

（3）取組み内容

地域の福祉的課題の解決に向けた生活支援サービスの創出、社協地区担当職員による横断的生活支援ニーズへの支援（買物支援、居場所づくり、話し相手、掃除）など。

第1節 国基準の5つの要素

要素【No. 5 生活支援】

課題と今後の方向性

【課題】

高齢者においては、オートロック普及による集合住宅等での見守りの難しさによる民生委員などの負担の増大及び担い手・後継者不足。若い見守り人材の不足、地域のつながりの希薄化、多世代・障害者を含む地域資源とネットワークの不足。

【今後の方向性】

見守りコーディネーターや民生委員などによる見守りを継続しつつ、ICT機器等を活用した見守りを推進するなど、時代の変化に応じた見守り事業の再構築を図る。協議の場やネットワーク化支援を強化し、住民主体かつ多様な主体が協働する体制を構築する。会員目線の見直しによりやニーズの高まる層へのアプローチを図り、利用促進と担い手確保を図るとともに、買物支援や居場所づくり、多世代交流の場の拡充を進める。

第2節 世田谷区独自の4要素

6 就労

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.6 就労】

【視点】

働きたいすべての人が、**その人らしく働くことができる**取組み

【これまでの取り組み】

三茶おしごとカフェを核に、障害者、生活困窮者、若者、女性、高齢者など多様な層に対応する就労支援を展開してきた。

キャリア相談、職業紹介、求人開拓、起業支援に加え、シニア層向けマッチング事業や若者への職場体験、女性の働き方相談を推進。障害者就労支援センターでは一般就労機会の拡大と生活支援を一体的に提供し、シルバー人材センターでは高齢者向けの仕事を確保するなど、包括的な支援ネットワークを構築している。

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.6 就労】

6 就労 働きたいすべての人が、その人らしく働くことができる取組み

～就労	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	中間就労や仕事体験の場	ぷらっとホーム世田谷	116
2		せたがや若者サポートステーション	117
3		青少年交流センター	118
4	就労の支援	三茶おしごとカフェ（三軒茶屋就労支援センター）	119
5		ぷらっとホーム世田谷	120
6		シルバー人材センター	121
7		世田谷区障害者就労支援センター	122
8		男女共同参画センターらぷらす	123

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

53
6-1

(1) 事業、政策名
中間就労や仕事体験の場

(2) 具体的な取組み名
ぷらっとホーム世田谷

(3) 取組み内容
生活困窮や及び生活保護受給者のうち、就労する上で不安があったり、様々な準備を必要とする方が、プログラム参加や地域での体験を通じて安心して自分らしく活躍できるための基盤作りを目的として実施する。

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

54
6-2

- (1) 事業、政策名
中間就労や仕事体験の場
- (2) 具体的な取組み名
せたがや若者サポートステーション
- (3) 取組み内容
一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数（累計）	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	28
中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	241	177

※本計画策定に伴い集計開始。

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

55
6-3

(1) 事業、政策名

中間就労や仕事体験の場

(2) 具体的な取組み名

青少年交流センター

(3) 取組み内容

若者を対象とした就労体験・就労支援プログラム（P-work）を実施。

就労に向けた土台づくりのためのプログラムを行い、就労意欲の喚起を図ると共に参加者が取り組みやすい作業を就労体験として実践する。参加者・支援者・協力者等と作業空間を共有しながら、個々の課題へのサポートを通じて就業へとつなげる。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
支援対象者数	人	—	—	22	37	34	35	33	36	29	37	26

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

56
6-4

（1）事業、政策名
就労の支援

（2）具体的な取組み名
三茶おしごとカフェ（三軒茶屋就労支援センター）

（3）取組み内容
国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、事業者の課題解決と高齢者の生活を持続的に豊かにすることを目指すシニアマッチング事業R60-SETAGAYA-を実施。

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

57
6-5

(1) 事業、政策名
就労の支援

(2) 具体的な取組み名
ぷらっとホーム世田谷

(3) 取組み内容
生活困窮者及び生活保護受給のうち就労支援が必要な方について、地域の支援機関や民間の支援団体との連携や求人開拓等により、包括的かつ継続的な就労支援をおこなう。

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

58
6-6

- (1) 事業、政策名
就労の支援
- (2) 具体的な取組み名
シルバー人材センター
- (3) 取組み内容
高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

59
6-7

- (1) 事業、政策名
就労の支援
- (2) 具体的な取組み名
世田谷区障害者就労支援センター
- (3) 取組み内容
障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、安定・充実した社会生活を送れるよう、就労支援、職場定着支援、生活面の支援を一体的に提供。

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

60
6-8

- (1) 事業、政策名
男女共同参画センターらぶらす
女性のための働き方・キャリア・生き方についての面接・電話相談
- (2) 具体的な取組み名
女性のための働き方サポート相談
- (3) 取組み内容
ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談について、キャリアカウンセラーや産業カウンセラーが対応する。就職・転職に関する相談をはじめ、職場での悩み、子育てや介護と仕事の両立、今後の働き方や生き方の方向性など、幅広い内容に対応する。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
実施回数	回	—	—	—	—	—	12	12	12	12	12	12
相談件数	人	—	—	—	—	—	116	104	78	102	122	122

要素【No.6 就労】

これまでの取組み

60
6-8

(1) 事業、政策名

男女共同参画センターらぷらす
女性のための起業・経営に関する面接・電話相談

(2) 具体的な取組み名

女性のための起業・経営相談

(3) 取組み内容

起業を目指す女性を対象に事業計画の立て方から資金調達や融資の手続き、販路拡大、ソーシャルビジネスの立ち上げまで、創業に関する幅広い相談に対し、経営や金融等の専門家が対応します。相談員は中小企業庁委託の東京都よろず支援拠点と日本政策金融公庫の協力を得て実施。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
実施回数	回	—	—	—	—	—	10	10	12	11	12	12
相談件数	人	—	—	—	—	—	28	21	41	43	47	43

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.6 就労】

課題と今後の方向性

【課題】

就労までに段階的支援を要する者や就労後の生活不安による定着困難が課題。求人のも多様性や事業者の柔軟性の向上、障害者雇用率引き上げへの対応も必要。

【今後の方向性】

中間的就労や短時間就労の場を開発し、事業者への働きかけを強化。相談窓口の機能充実、アウトリーチによる潜在層発見、就労後の生活支援を継続。事業者の職場環境改善や協力企業開拓、障害者の就労支援ネットワーク強化を推進。女性やシニア層にはライフステージに応じた柔軟な働き方や起業支援を充実させる。

第2節 世田谷区独自の4要素

7 教育

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.7 教育（教育と福祉の連携）】

【視点】

学校や教育分野と福祉分野が連携し、支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に結びつく取組み

【これまでの取組み】

不登校・ひきこもり対策として、教育と福祉の連携を基盤に支援体制を整備してきた。

「せたがやホッと子どもサポート」による権利擁護、スクールソーシャルワーカーの配置、メルクマールせたがやによる包括的支援、ヤングケアラー支援連絡会の設置、世田谷版ネウボラによる伴走型支援などを実施。

また、ほっとスクールや学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」、青少年交流センター、大学連携による居場所づくりなど、多様な学びと居場所の提供を推進してきた。

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

7 教育
(教育と福祉の連携)

学校や教育分野と福祉分野が連携し、支援が必要な子どもの
早期発見、早期支援に結びつく取組み

教育	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	教育・福祉・医療など多機関が連携し、包括的な支援の提供	ヤングケアラー支援	129
2		生活困窮世帯の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいふれいす」の実施	130
3	民間団体の活動を補助し、地域に根ざした支援の推進	子ども食堂運営に関するコーディネート及び運営における連携や支援、補助金交付等	131
4	子どもの意見尊重	子どもの参加・意見表明の機会の充実	132
5	不登校やひきこもり、若者の自立の包括的支援	不登校支援チームによる相談受付・支援活動の実施	133
6		多様な学びの場や居場所の充実による不登校児童・生徒への支援	134
7	子どもの権利侵害への対応、子どもの権利普及啓発	せたがやホッと子どもサポート	135
8	生きづらさを抱える若者への支援	メルクマールせたがやにおける相談支援	136
9	若者・子どもの居場所づくり	中高生世代～39歳までの若者の居場所（青少年交流センター）	138
10		若者の身近な居場所（あいりす）	139
11		若者の身近な居場所（たからばこ）	140

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

61
7-1

- (1) 事業、政策名
教育・福祉・医療など多機関が連携し、包括的な支援の提供
- (2) 具体的な取組み名
ヤングケアラー支援
- (3) 取組み内容
本人や家族に自覚がなく問題が潜在化しやすいヤングケアラーに対し、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の支援団体等が連携しながら、ヤングケアラーとその家族に寄り添い、早期に必要な支援につながる環境づくりを推進する。

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

63
7-3

(1) 事業、政策名

教育・福祉・医療など多機関が連携し、包括的な支援の提供

(2) 具体的な取組み名

生活困窮世帯の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいぷれいす」の実施

(3) 取組み内容

複合的な課題を抱えている子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むための支援を実施する。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
「まいぷれいす」の実施箇所数	か所	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	2
「まいぷれいす」の利用者数	件	－	－	－	－	－	－	－	1,014	2,368	2,618	3,857

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取り組み

64
7-4

(1) 事業、政策名

民間団体の活動を補助し、地域に根ざした支援の推進

(2) 具体的な取り組み名

子ども食堂運営に関するコーディネート及び運営における連携や支援、補助金交付等

(3) 取り組み内容

民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根ざした活動を行えるよう、世田谷区社会福祉協議会を通じ、支援、補助金交付等を行う。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
子ども食堂数	団体	-	-	-	-	-	51	54	63	77	76	86

※世田谷区社会福祉協議会で把握している子ども食堂数

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

65
7-5

- (1) 事業、政策名
子どもの意見尊重と学校・家庭支援。子どもが主体的に関わり、学校・家庭と連携して課題解決を図る。
- (2) 具体的な取組み名
子どもの参加・意見表明の機会の充実
- (3) 取組み内容
子どもに関連する施策の実施や評価にあたり、子ども等の意見を反映する仕組みやフィードバックの場の検討を進めるとともに、地域や社会の課題解決について、子どもたちが主体的に参加・参画できる取組みを区役所全体で実施手法や事例等を共有しながら、様々な機会を捉えて充実を図る。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
子どもの参加・意見表明の機会の実施箇所数（累計）	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	7
子どもの参加・意見表明の機会への参加者数	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	249

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取り組み

66
7-6

- (1) 事業、政策名
不登校やひきこもり、若者の自立の包括的支援
- (2) 具体的な取り組み名
不登校支援チームによる相談受付・支援活動の実施
- (3) 取り組み内容
心理職員やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援チームを設置し、区立小中学校からの要請などに基づき福祉分野に関する知見を用いて福祉的課題のある児童・生徒やその保護者への働きかけ、関係機関との連絡・調整を行い、児童・生徒やその保護者及び学校を支援する。
- (4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
不登校支援チームによる不登校児童・生徒や保護者の支援件数	件	—	—	—	—	—	—	—	—	552	563	502
どこにもつながっていない (※) 不登校児童・生徒の割合	%	—	—	—	—	—	—	—	—	25.3	24.0	23.0

※学校管理職・教員と継続的に連絡をとっているが、生活相談に係る専門職とは連絡をとっていない児童・生徒を含む。

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

67
7-7

- (1) 事業、政策名
不登校やひきこもり、若者の自立の包括的支援
- (2) 具体的な取組み名
多様な学びの場や居場所の充実による不登校児童・生徒への支援
- (3) 取組み内容
心理的な理由等により不登校の状態にある児童・生徒が、自分らしい進路の実現や学校生活への復帰に向けた環境づくりを進めるための居場所として、ほっとスクールを3か所で運営する。また、不登校生徒の意欲や個性、能力を伸ばし、社会の一員として自立できる力を育む取組みを進めるため、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」を運営する。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
ほっとスクールの運営	か所	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
ほっとスクールの利用人数	人	80	65	83	97	140	192	190	237	290	300	285
学びの多様化学校の運営	か所	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
学びの多様化学校の利用人数	人	—	—	—	—	—	—	—	—	31	44	41

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

68
7-8

- (1) 事業、政策名
子どもの権利侵害への対応、子どもの権利普及啓発
- (2) 具体的な取組み名
せたがやホッと子どもサポート
- (3) 取組み内容
子ども本人の意向に寄り添いながら、助言や支援を行うとともに、子どもの最善の利益を目指し、関係機関に対して協力・改善などの働きかけを行っている。

(4) 実績

(単位：件数)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
新規相談件数	219	239	309	320	340	272	208	300	367	300	362

主な相談内容（令和6年度）

対人関係の悩み	いじめ	学校・教職員等の対応	話し相手	心身の悩み	家庭・家族の悩み	その他
85件(23.5%)	61件(16.9%)	39件(10.8%)	32件(8.8%)	29件(8.0%)	25件(6.9%)	91件(25.1%)

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

70
7-10

(1) 事業、政策名
生きづらさを抱える若者への支援

(2) 具体的な取組み名
メルクマールせたがやにおける相談支援

(3) 取組み内容
世田谷若者総合支援センター「メルクマールせたがや」において、専門職による個別相談や居場所プログラム、家族支援や多機関連携等の複合的な支援により、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者が自分らしく生きるサポートを行う。

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

71
7-11

- (1) 事業、政策名
若者・子どもの居場所づくり
- (2) 具体的な取組み名
中高生世代～39歳までの若者の居場所（青少年交流センター）
- (3) 取組み内容
主に39歳までの若者がふらっと立ち寄り、思い思いに過ごすことができる施設として、区内3か所（池之上、野毛、希望丘）に、青少年交流センターを設け、若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」を、若者の活動をサポートする専門スタッフ「ユースワーカー」が地域の方々と一緒に応援する。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
利用者数	人	73,528	76,365	82,520	82,659	94,538	117,019	66,700	98,929	119,873	151,380	172,597

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

72
7-12

(1) 事業、政策名

若者・子どもの居場所づくり

(2) 具体的な取組み名

若者の身近な居場所（あいりす）

(3) 取組み内容

平成27年に昭和女子大学と「若者支援の分野における連携協力に関する協定」を締結し、若者の身近な居場所「あいりす」を三軒茶屋に開設。小学校5年生から24歳までの女性を対象に年齢の近い昭和女子大学の女子学生スタッフと一緒に遊んだりして過ごすことができ、毎月様々なイベントを実施し、若者の居場所を提供している。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
利用者数	人	—	*49	180	180	127	217	208	285	181	223	197

* ↑H27年10月～H28年4月

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

これまでの取組み

73
7-13

- (1) 事業、政策名
若者・子どもの居場所づくり
- (2) 具体的な取組み名
若者の身近な居場所 たからばこ
- (3) 取組み内容
平成27年に日本大学文理学部と「若者支援の分野における連携協力に関する協定」を締結し、上北沢に若者の身近な居場所「たからばこ」を開設。小学校5年生から中、高生世代が対象となっており、大学生スタッフとその時々“やりたい”を一緒に楽しみながら過ごす。
- (4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
利用者数	人	—	—	—	117	185	227	117	135	95	131	155

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

課題と今後の方向性

【課題】

不登校やヤングケアラーの課題は複雑化・潜在化し、情報不足や支援の途切れ、私立校への対応不足がある。相談体制の強化と早期支援が必要。

【今後の方向性】

教育・福祉・医療・地域の連携をさらに強化し、早期支援につなげる体制を充実させる。情報共有やICT活用により切れ目ない支援を推進し、18歳以上への継続支援、居場所や学習支援の拡充を図る。ヤングケアラー支援では相談しやすい環境づくりと地域の支援力強化を進める。

第2節 世田谷区独自の4要素

8 社会参加

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.8 社会参加】

【視点】

地域や福祉の関心に応じて**具体的な活動に参加・参画する**取組み

【これまでの取組み】

社会参加の機会が掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らが役割や居場所を見出し、多様な接点を確保できるよう、参加支援事業を推進し、多様な交流・活動機会を整備してきた。ひきこもり相談窓口「リンク」を設置し地域支援機関と連携した相談体制を構築した。また、精神障害者ピアサポート活動では、当事者同士の交流や体験談の発表を通じて、個々の経験等に応じた活躍の機会を拡充した。他、ティーンズプロジェクトや青少年交流センターのプログラムを通じ、若者が主体的に地域参加できる仕組みを整えてきた。

こうした取組みにより、世代や背景を超えた社会参加の促進に努めてきた。

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.8 社会参加】

8 社会参加 地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する取組み

社会参加	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	地域住民主体の交流促進活動（再掲）	社会福祉協議会による地域支えあい活動への支援	145
2	社会とつながる支援体制の構築（参加支援事業）	社会参加につながる地域資源の開発	146
3		ひきこもり相談窓口「リンク」開設	147
4	精神障害者自身の経験を活かした交流の機会	精神障害当事者・ピアサポーターとの協同の推進	148
5	中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進	ティーンズプロジェクト	149
6	青少年交流センターのプログラムの充実	中高生世代～39歳までの若者の居場所（青少年交流センター）	150

要素【No.8 社会参加】

これまでの取り組み

87
8-8

（1）事業、政策名

地域住民主体の交流促進活動（再掲）

（2）具体的な取り組み名

社会福祉協議会による地域支えあい活動への支援

（3）取り組み内容

住民の方々が主体的に取り組む、身近な地域での仲間づくりの活動。社協では、「ふれあい・いきいきサロン」「支えあいミニデイ」「子育てサロン」を地域支えあい活動の中心に据え、事業を実施している。

要素【No.8 社会参加】

これまでの取組み

75
8-3

- (1) 事業、政策名
社会参加につながるができる地域資源の開発（参加支援事業）

- (2) 具体的な取組み名
ひきこもり相談窓口「リンク」開設

- (3) 取組み内容
ひきこもり支援のため相談窓口を開設し、重層的支援整備事業としてぷらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやが共同運営している。

要素【No.8 社会参加】

これまでの取り組み

78
8-5

(1) 事業、政策名

精神障害者自身の経験を活かした交流の機会

(2) 具体的な取り組み名

精神障害当事者・ピアサポーターとの協同の推進

(3) 取り組み内容

自身の精神障害や精神疾患の経験を活動に生かす精神障害ピアサポーターとの協同や精神障害ピアサポーターの活躍支援に取り組んでいる。茶話会等の当事者同士の居場所活動、さまざまな機会に当事者としての体験談を語る活動等、個々の希望や経験、強みに応じて当事者本人が希望する活動を選択できる機会の拡充に取り組んでいる。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
ピアサポート活動回数	回	—	—	—	—	—	—	—	—	4	39	58
ピアサポート活動の参加者数（延べ）	人	—	—	—	—	—	—	—	—	38	1,015	1,308

要素【No.8 社会参加】

これまでの取組み

79
8-6

(1) 事業、政策名

中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進

(2) 具体的な取組み名

ティーンズプロジェクト

(3) 取組み内容

ティーンエイジカーニバルをはじめ若者自らの主体的な活動をとおして自立と成長を促すとともに、世代を超えた出合いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成している。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
児童館利用者のうち、主体的な活動に取り組んだ若者の人数	人	—	—	—	—	—	—	1,759	1,934	3,487	4,661	3,957
ティーンズプロジェクトの実施回数	回	—	—	—	—	—	—	116	152	269	282	323

要素【No.8 社会参加】

これまでの取組み

80
8-7

(1) 事業、政策名

青少年交流センターのプログラムの充実

(2) 具体的な取組み名

中高生世代～39歳までの若者の居場所（青少年交流センター）

(3) 取組み内容

青少年交流センターを利用する若者が、主体的にプログラム活動に参加できる体制を整備することで、参加した若者の達成感や自己肯定感を高め、自らの意思で地域で活動する気運を醸成する。

(4) 実績

取組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
若者が主体的に参加・参画するプログラム数	回	—	—	—	99	71	119	100	112	120	160	140
プログラムに参加した若者の人数	人	—	—	—	1,941	2,215	4,029	4,709	6,420	9,924	9,975	11,504

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.8 社会参加】

課題と今後の方向性

【課題】

孤独・孤立の深刻化に対し参加機会の裾野拡大が不十分。特に中高年男性や若者への効果的なアプローチ、関係機関との協働体制の強化、周知不足が課題。

【今後の方向性】

地域住民が継続的に交流できる居場所と役割を整備し多様な世代の社会参加を促進する。四者連携や周知強化により支援体制を拡充し、ひきこもり支援やピアサポート活動を深化させる。若者にはSNS等で情報発信を強化し主体的に活動できる環境を整える。さらに関心や趣味を起点とした参加機会の創出、副業として担えるような新たな仕組みづくりを検討し持続的な社会参加を推進する。

第2節 世田谷区独自の4要素

9 防犯・防災

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.9 防犯・防災】

【視点】

区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である取組み

【これまでの取組み】

防犯面では24時間パトロール、防犯カメラ設置支援、自動通話録音機の貸出等を実施し、防犯対策を強化してきた。また、災害・防犯情報メールやSNS等を通じて注意喚起を行い、地域団体の啓発活動や見守り活動を支援してきた。

防災面ではまちづくりセンターが防災情報発信や学習機会提供、地区防災計画作成を支援し、住民の自助・共助意識向上を図っている。避難行動要支援者については個別避難計画の作成を進め、郵送や訪問調査を通じた対応を行っている。他、災害福祉サポーター制度を整備し担い手育成を進めるとともに、せたがや災害ボランティアセンターを通じ、災害ボランティア受け入れや人材養成、地域との連携を進め、災害対応力の強化に取り組んできた。

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.9 防犯・防災】

9 防犯・防災 区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である取組み

防犯・防災	事業、政策など	具体的な取組み	ページ
1	安全安心まちづくりの推進	地域の防犯対策	155
2	地区における災害の対応力の向上	地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援	157
3	災害時の支援体制と人材育成	個別避難計画作成	158
4		災害福祉サポーター制度	159
5		①災害発生に備えた仕組みづくり ②災害に関する学習・啓発活動 ③災害ボランティア及びコーディネーター育成 ④他団体等とのネットワークづくり	160

要素【No.9 防犯・防災】

これまでの取り組み

81
9-1

(1) 事業、政策名

安全安心まちづくりの推進

(2) 具体的な取り組み名

地域の防犯対策

(3) 取り組み内容

区では、24時間安全安心パトロール、防犯設備（防犯カメラ）への整備支援、特殊詐欺被害の防止に向けた自動通話録音機の貸出等を実施している。また、災害・防犯情報メール、X等による配信等、様々な広報媒体による注意喚起を行うとともに、地域活動団体等による注意啓発活動の支援やながら見守り活動を促進し、安全安心なまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
防犯カメラへの整備支援	台	99	100	138	192	172	190	116	91	61	64	69
自動通話録音機の貸出	台	-	755	812	734	1,549	3,348	3,580	1,888	1,128	1,559	1,971

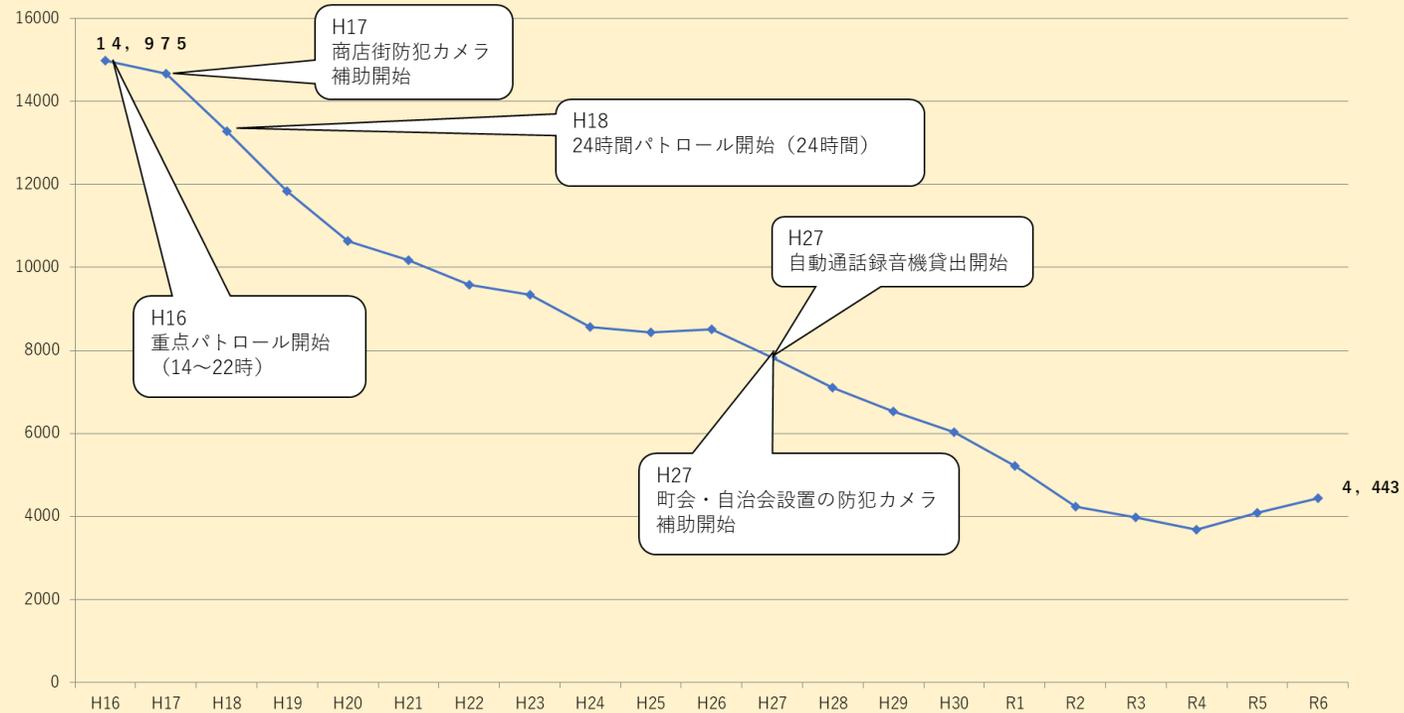
要素【No.9 防犯・防災】

これまでの取り組み

81
9-1

（5）参考資料

区内の刑法犯認知件数の推移



要素【No.9 防犯・防災】

これまでの取組み

82
9-2

- (1) 事業、政策名
地区における災害の対応力の向上
- (2) 具体的な取組み名
地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援
- (3) 取組み内容
地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援により、防災意識やコミュニティを基礎とした助け合いの意識の向上と防災活動への参加促進を図っている。

要素【No.9 防犯・防災】

これまでの取り組み

83
9-3

- (1) 事業、政策名
災害時の支援体制と人材育成
- (2) 具体的な取り組み名
個別避難計画作成
- (3) 取り組み内容

令和4年度より、発災時の安否確認・避難勧奨が円滑に進むよう、避難行動要支援者を対象に計画の作成を開始した。転入や要介護認定・障害認定等による新規対象者及び計画未作成者に対し、郵送及び訪問等の調査委託による計画の作成を行うとともに、計画未作成者のうち優先度の高い要支援者から順次、居宅介護支援事業者等及びその他事業者による訪問調査委託を実施した。

(4) 実績

取り組み名	単位	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
個別避難計画作成案内送付者数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	546	8,452	4,456
個別避難計画作成数												
a)多摩川洪水浸水想定区域内	件	-	-	-	-	-	-	-	-	320	359	139
b)多摩川洪水浸水想定区域外										-	4,298	1,838

要素【No.9 防犯・防災】

これまでの取り組み

84
9-4

（1）事業、政策名
災害時の支援体制と人材育成

（2）具体的な取り組み名
災害福祉サポーター制度

（3）取り組み内容
地域活動の担い手である地区サポーター（登録ボランティア）の活動内容の1つであった「災害時の活動」を令和7年度から独自に制度化し、交流会を通じた防災意識の向上に努めている。

要素【No.9 防犯・防災】

これまでの取組み

85
9-5

（1）事業、政策名

災害時の支援体制と人材育成

（2）具体的な取組み名

- ①災害発生に備えた仕組みづくり
- ②災害に関する学習・啓発活動
- ③災害ボランティア及びコーディネーター育成
- ④他団体等とのネットワークづくり

（3）取組み内容

世田谷ボランティア協会では区との協定に基づき、災害時に適切な災害応急対策活動行うため世田谷ボランティア協会内にせたがや災害ボランティアセンターを常設。災害発生時に活動するボランティアを受け入れ、活動をコーディネートする災害ボランティアコーディネーターを活動拠点に配置する仕組みを整備。人材養成や避難所運営組織との連携を図るとともに、災害に関する学習・啓発活動等を行っている。

第2節 世田谷区独自の4要素

要素【No.9 防犯・防災】

課題と今後の方向性

【課題】

防災訓練等への参加、自助・共助の実践の推進。特殊詐欺被害が依然深刻であること、担い手不足や連携・体制整備等も対応が必要。

【今後の方向性】

地域での防犯・防災活動への参加を促し、見守りや声掛けを広げることで犯罪防止や災害時の支え合いを強化する。警察等との連携により巧妙化する特殊詐欺や犯罪に対処する。防災では個別避難計画の整備や専門職との連携強化を進めるとともに、災害福祉サポーターやボランティアコーディネーター育成、拠点体制やIT基盤整備を図り、地域の総合的な防災力を向上させる。

第3節 取り組み

1 要素を横断した取り組みイメージ

今後作成

第3章

地域包括ケアの地区展開

今後作成

第4章

これからの世田谷版地域包括ケアシステム

今後作成

おわりに

今後作成